

厚岸町議会 平成25年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成26年3月10日

午前10時09分開会

●委員長（谷口委員） ただいまから、平成25年度各会計補正予算審査特別委員会を開会します。

●委員長（谷口委員） 初めに、議案第12号 平成25年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

第1条の歳入歳出予算の補正、10ページ、事項別明細書をお開き願います。

次に、12ページ、歳入。款、項、目により進めてまいります。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人。

(な し)

●委員長（谷口委員） 2 目法人。

(な し)

●委員長（谷口委員） 2 項固定資産税、1 目固定資産税。

(な し)

●委員長（谷口委員） 3 項軽自動車税、1 目軽自動車税。

(な し)

●委員長（谷口委員） 4 項たばこ税、1 目たばこ税。

(な し)

●委員長（谷口委員） 6 項都市計画税、1 目都市計画税。ございませんか。

(な し)

●委員長（谷口委員） 8 款自動車取得税交付金、1 項1 目自動車取得税交付金。

(な し)

●委員長（谷口委員） 11款1項1目地方交付税。ございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金。

（な し）

●委員長（谷口委員） 2目衛生費負担金。

（な し）

●委員長（谷口委員） 3目農林水産業費負担金。

（な し）

●委員長（谷口委員） 14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料。
12番、室崎委員。

●室崎委員 委員長、すみません、14款全体にわたる話になっていくもんですから、ご勘弁いただきたいのです。

前に、2年前かな、私、資料を出していただいて、この使用料及び手数料に関しての減免の規定ですね、その話をお聞きしたわけです。減免そのものが悪いとか何とか、そういう話ではなくて、それぞれの使用料条例、手数料条例がありますよね。その下には規則があって、要綱があってというふうに、ものによってはなっていますよね。それで、その減免の中に、減免される場合を全部具体的に規定することは不可能なんですよ。これは不可能だと思います。それで、いわゆる概括規定が、特に条例の場合には載っていますよね。よくあるのが、何々の場合、何々の場合、その他特別な理由があると認められる場合、あるいは町長が特に認めた場合、教育委員会が特に認めた場合と、こういうふうになっていると思うんです。ただですね、それだけで終わっていると、Aさんには免除した、Bさんには免除しなかった、どうしてですかって、免除されないほうが聞きますよね、必ずね。そのときに、Aさんのときには特に理由があると認めた場合に当たりますけれども、あなたには当たりませんでしたでは、説明にならないだろうと。それで、できる限り具体的な、あるいは基準を出していくことが必要でないだろうか。だけれども、それで完全に覆い切れないわけだから、以上に準じる特に必要があると認めた場合とかいうようなことによって行われるのが、大体、法制度のテクニックですよ、ということを申し上げました。

それで、それに対して、統一的な規定になってなかったり、それから、あるものについては、規則で、ある程度の例示規定があるけれども、あるものについては全くなかつ

たり、多少ばらつきがありましたですね。それは、担当課でもって、そうだとすることをおっしゃっていました。それから、町長は、要するに、こういうものについては公平性が非常に大事なんだと、だから、公平の観点で見直すべきものを見直していかなきゃならない、そういう作業も必要だということもおっしゃっていました。それから2年がたちましたので、どのようなことを行ったのか、これについてご説明をいただきたい。なお、それによって随分たくさんのものが変えられてるのであれば、新年度予算で聞きますから、資料として出しておいてもらえば時間がかからないんじゃないかと、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） お答えをさせていただきます。

今、ご質問者言われたとおりのお答えをさせていただきました。いろいろと数ある条例規則の中で検証も行いました。その中で、ただ、何か変わったのかと言われると、その要綱、さらにはその規則の中でそれらを整備したということは、現在、全て統一した中で行っておりません。それぞれの原課の中での検討はさせていただきましたけれども、整備をしていないというのが現状でございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 今、それぞれの原課の中で検討はしたのだけれども、整備はしていないというのは、資料として出していただきました膨大なものですが、その全部はやったわけではないという意味ですか、それとも、一つもやっていないということなんでしょうか。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 既に規則の中で、ある要件が幾つか、その減免をする要件が示されているもの、その中で町長が特に必要と認めるものというものがあるというのが大半でございますけれども、先ほどご質問者言われたとおり、その規則の中でも例示がされていないものということで、それぞれ、その例示がされていないものについて、原課のほうで検討しましたけれども、現在のところ、整備したものが無いと。それで、その町長が必要と認めるものについても、それぞれの原課の中で意思統一は図っておりますけれども、それを規定として定めたものはないということでございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 私が聞きしてから、丸2年なんですね。丸2年前の新年度予算のときに聞いているんですよ。そうすると、2カ月じゃないんですよ。丸2年たって、一つも出てこない。ということは、今、担当課長さんは、非常に取り繕っておっしゃっているけれども、結局は何もやっていないと。議会で言われたから、その場限りの答弁をして

おけばいいと、あとはぶん投げてしまえということじゃないんですか。もうちょっとそのところ、そうでないなら、そうでないなりの具体的な説明をしてください。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 現状、2年たった中で資料としてお示しできないということについて、大変申しわけなく思っております。決して、議会でご質問をされたことに対して、その場限りということでは考えておりません。それぞれの原課の中で、それぞれ検討してもらったということはあるかもしれませんが、結果的に、今現在でそのお示しできるものがないということでございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 そういう抽象的な話はいいんですよ。じゃあ、それぞれの原課とは何課ですか。そこでもって、それぞれに検討したとはどの条項ですか。一つ一つ説明してください。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） まず、町長が特に必要と認めたものについては、これは統一した中で検討をしました。

それと、今、もう一つの部分につきましては、町営牧場の使用料の部分ですとか、あとは火葬場の条例での減免部分の規定ですとか、これらについて、どのようなものがあるかということについて、それぞれ原課の中で検討をしてもらったということでございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 だから、どういう検討をしたんですか、具体的に。いろいろ検討いたしましたって言うのは簡単なんですよ。でも、2年たって何にも出てこない、質問者としては具体的に何をやったかをお聞きしたいんですよね。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） それら、今、後半で先ほど述べた火葬場ですとか町営牧場につきましては、他の規則等で定めている事例に倣いながら、これがどのように当てはまるのか、要は災害時だとか、その減免する場合のその個人の方の生活条件ですとか、これらについて、それぞれ検討をしたということでございます。それが当てはまるのか当てはまらないのかということも含めて検討したということでもあります。ちょっと抽象的なお答えで大変申しわけないんですけども、そのような検討をさせていただいたというこ

とでございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 結局、やっていないから抽象的なことしか言えないんでしょう。そうとしか思えないですね。こんな押し問答してもしょうがないけれども、要するに、私のほうは、随分の資料を出していただきました、15ページにもわたる、私のように、もう、目が悪くなってきていると、虫眼鏡使わなきゃ見えないような小さな字で書いた、精緻な資料を出していただきました。その中で、私は幾つかの提言しています。その一つが、例示規定が必要だろうということ、それから、例示規定として書かれているものについても、規定としては十分でないんじゃないかというのは、1、何々、2、何々、ものによって幾つかありますが、その他町長と、というところ、1、2、3、4と来たものと、最後の部分とが、例示として結びつくのかどうかというものの解釈も難しいものも考えられますよ。そうすると、上記に準じるってというような一言を入れておく必要があるんじゃないかと。減免規定ですからね、適用にならなかった人にとっては非常に不公平感を感じる場合があるんです。それに対して、きちんと、こうなんですよっていうことを言えるようにしておかなければ、応対する担当者かわいそうなんです。そういうことがあって言ってるんですがね。2年間たって出てくるのは、いろいろ検討いたしました、こういうものもありましたという抽象的な話だけで、具体的な成果もなければ、それから具体的な検討事例の説明もできない、これは、放置しておいたと言われて、どうやってそうでないですって言えますか。私は、質問者として大変に不満です。これについて、補正ですから、今後の話に、論点にはしたくありませんけれども、行きがかり上、聞かせていただきますが、この後、これで結構ですと、これで問題ありませんということで終わるんですか。それとも、次期議会ぐらいまでには一つの形にして出してこようと考えてるんですか。その点についてお答えをいただきたい。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 改めて、今、具体的な資料をお示しできないことについて、おわびを申し上げます。それに加えて、今後、速やかにお示しできるように、庁内で再度の検討を行った上で、方針になるか規定になるかわかりませんが、統一したものとして、それぞれ、個々、具体的なものも含めて、お示しできるように取り進めてまいります。また、あわせて、全ての職員が、そのことが理解できるような形で規定を定めたいというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか、1目。

（なし）

●委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。

2目民生使用料。

(なし)

●委員長(谷口委員) 3目衛生使用料。

(なし)

●委員長(谷口委員) 4目農林水産業使用料。

(なし)

●委員長(谷口委員) 5目商工使用料。

(なし)

●委員長(谷口委員) 6目土木使用料。

(なし)

●委員長(谷口委員) 7目教育使用料。

(なし)

●委員長(谷口委員) 2項手数料、1目総務手数料。

(なし)

●委員長(谷口委員) 3目衛生手数料。

(なし)

●委員長(谷口委員) 4目農林水産業手数料。

(なし)

●委員長(谷口委員) 6目土木手数料。

(なし)

- 委員長（谷口委員） 3項証紙収入、1目証紙収入。
(なし)
- 委員長（谷口委員） 15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金。
(なし)
- 委員長（谷口委員） 2目衛生費国庫負担金。
(なし)
- 委員長（谷口委員） 2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金。
(なし)
- 委員長（谷口委員） 2目民生費国庫補助金。
(なし)
- 委員長（谷口委員） 3目衛生費国庫補助金。
(なし)
- 委員長（谷口委員） 4目農林水産業費国庫補助金。
(なし)
- 委員長（谷口委員） 6目土木費国庫補助金。
(なし)
- 委員長（谷口委員） 7目消防費国庫補助金。
(なし)
- 委員長（谷口委員） 8目教育費国庫補助金。
(なし)

●委員長（谷口委員） 11目災害復旧費国庫補助金。

（な し）

●委員長（谷口委員） 3項委託金、1目総務費委託金。

（な し）

●委員長（谷口委員） 2目民生費委託金。

（な し）

●委員長（谷口委員） 4目土木費委託金。

（な し）

●委員長（谷口委員） 16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金。

（な し）

●委員長（谷口委員） 2目衛生費道負担金。

（な し）

●委員長（谷口委員） 2項道補助金、2目民生費道補助金。

（な し）

●委員長（谷口委員） 3目衛生費道補助金。

（な し）

●委員長（谷口委員） 4目農林水産業費道補助金。

3番、石澤委員。

●石澤委員 ここに書いている、強い農業づくり事業補助金とあるんですけども、対象になるものっていうのは、どういう形になってくるんですか。

●委員長（谷口委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 強い農業づくり事業補助金382万6,000円でございますけれども、これにつきましては、9月の台風災害のときに被災された尾幌の3件の農家さんが、牛舎ですとか、それぞれ被害を受けまして、それに係る復旧するための費用を、融資を借りてやった場合に、その事業費の30%以内を国が補助するという事業がございます。それは、強い農業づくり事業の中に農業者向けの経営体育成支援事業というのがあります。この経営体育成支援事業というのは、通常の事業と、それから、災害を受けたときに特例で出てくる事業とございまして、今回は、9月の台風災害のときに受けた災害に対して、そういう事案があれば認めるよということで、去年11月くらいになってその制度ができて、それをそれぞれの農協さんを通じて周知をいたしまして、それが3件上がってきました。その事業費でございまして、3件分合わせて1,339万5,000円ほどの事業費に対しまして、この382万6,000円の補助が決定されたということで、今回の補正予算に上げさせていただいたという内容でございます。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 これは、11月にこの災害があつてできたってということですか。そうしたら、これからも、こういうような突発的というか、どうしようもない災害があつた場合は、これはもう、このままそういうこと、何というか、使えるということと置いていいんでしょうか。このときだけのものなんですか。

●委員長（谷口委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） これは、このときだけのものです。通常枠と、それから特別枠ということで、通常は例年ありまして、なかなか、利用、要望が多くて、厚岸町も3年くらい前に、設備関係を融資を借りて直したいというものでもって要望を上げたことがあるんですけども、それについては対象にならなかったということで、なかなか通常枠対象にならないんですけども、今回の9月の台風のときは、こういう特別枠ができましたので、そのときの被災を受けた方については対象になったということでございまして、これからもこれがずっと続くわけではなくて、そのときそのときの災害に応じて出てくるんだと思います。ですので、ちょっと出てこなければ活用ができないということになりますので、これからも出てくるということは、ちょっとなかなか言いづらいんですけども、そういう対応は、今後も、今回も何か、本州のほうで受けた災害に対してできているようですので、そういう可能性はあるというふうに思います。

●委員長（谷口委員） いいですか。他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。

5目商工費道補助金。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 6目土木費道補助金。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 7目消防費道補助金。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 3項委託金、1目総務費委託金。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 3目衛生費委託金。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 4目農林水産業費委託金。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 5目商工費委託金。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 6目土木費委託金。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 2目利子及び配当金。

9番、南谷委員。

- 南谷委員 2目利子及び配当金でお尋ねさせていただきます。

まちおこし基金利子、マイナスの1,000円計上されているんです。当初予算よりも下がっ

たということなんでしょうけれども、金額小さくて大変申しわけないんですけれども、どうしてこういう計上になったのか、理由をお尋ねします。

- 委員長（谷口委員） 休憩します。

午前10時33分休憩

午前10時34分再開

- 委員長（谷口委員） 再開します。

まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えさせていただきます。

まちおこし補助金につきましては、毎年、基金の利息分を見込んで当初予算で見ているところでございますけれども、3月末をもって利子の確定がありまして、その利子確定額に合わせて1,000円を減額させていただいたというものでございます。

- 委員長（谷口委員） 9番、南谷委員。

- 南谷委員 当初見たのよりも、計算時に、多く、実際が、1,000円見切れなかったと。普通、予算というのは下がらないように作るのが、たとえ1,000円でも、通常であれば資金不足ですから、歳入が減ったということはやっぱり大事なことだなと、私は感じるんです。これについてはわかりました。

委員長、まちおこし基金、繰入金なんですけれども、ここにも関連ありますし、基金の関係で、少し広がりますけれども、よろしいでしょうか。繰入金にまちおこし基金、繰入金1,000円計上されているんですよ、下の欄で。よろしいですか。ありがとうございます。

積立基金残高推移一覧表いただきました。ありがとうございます。大変詳しい表をいただきまして、本来であれば、自分がみずから計算をしなければならぬ資料でございますが、ここに、中段に、まちおこし基金の3月補正積み立て取り崩しがマイナスの1,000円計上されております。ただいま質問をさせていただきました、利息が1,000円、当初よりも下がったよと、そんな関係で、下のまちおこし基金の繰り入れからの1,000円、ここで取り崩したというふうに理解をさせていただいたんです、こっちはね。そうすると、僕の頭では、片一方でマイナスで片一方でプラスなんですよね。プラス・マイナス・ゼロなんでないのかなということに理解を、初めは思ったんですけれども、まちおこし基金の3月補正積み立て取り崩しは三角の1,000円になってるよと、取り崩したよと、結果的にね。そうすると、上の利子が、原因は今聞いてわかったんですけれども、この辺の前後関係、単純にプラス・マイナス・ゼロなら、ここもゼロなんでないかなと、一瞬思ったんです。その辺について、再度を確認をさせていただきたいんですけれども、この表から判断すると、基金は取り崩したけれども、上のほうは、利子が財源の部分の表示だ

ということで、基金には影響ないというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えさせていただきます。

まちおこし補助金は、原則、基金の利子を当初は活用してということでしたが、質問委員もご承知のとおり、金利が下がっちゃって、利子は少なくなってきたと。それで、条例のほうも改正をさせていただいて、基金自体も取り崩すことができるということになっております。25年度事業において行われたまちおこし事業、これに対する事業確定をして、交付決定額が確定をさせていただいて、利子が確定しましたら、その不足分を基金から取り崩すということになりますけれども、当初見込んでいたよりも1,000円ほど利子が少なかったということで、取り崩し額がその分1,000円上回るということで、今回の補正に至ったということでございます。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ進めてまいります。

2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入。

（な し）

●委員長（谷口委員） 2 目水産物売払収入。

（な し）

●委員長（谷口委員） 18 款寄附金、1 項寄附金、1 目一般寄附金。

（な し）

●委員長（谷口委員） 3 目民生費寄附金。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 19款繰入金、1項基金繰入金、4目まちおこし基金繰入金。
(なし)
- 委員長（谷口委員） 20款繰越金、1項、1目繰越金。
(なし)
- 委員長（谷口委員） 21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金。
(なし)
- 委員長（谷口委員） 2目預金利子。
(なし)
- 委員長（谷口委員） 1目町預金利子。
(なし)
- 委員長（谷口委員） 3項貸付金元利収入、2目ウタリ住宅改良貸付金元利収入。
(なし)
- 委員長（谷口委員） 6目十勝沖地震災害援護資金貸付金収入。
(なし)
- 委員長（谷口委員） 4項受託事業収入、3目衛生費受託事業収入。
(なし)
- 委員長（谷口委員） 5目土木費受託事業収入。
(なし)
- 委員長（谷口委員） 6項雑入、3目雑入。
(なし)

●委員長（谷口委員） 22款町債、1項町債、2目民生債。
3番、石澤委員。

●石澤委員 この過疎特別分とか、それから過疎債、いろいろ過疎の部分があるんですけども、私、その意味がわからなくて、あのとき説明してもらったんですけども、特別と過疎と経済対策とあるんですけども、これはどういうふうに違うんですか。すみません、お願いします。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 予算書の町債の表記のご説明をさせていただきます。

例えば、括弧して過疎特別分という表記があるのは、これは、いわゆるソフト事業に充てる過疎特別事業分という意味でございます。それから、おっしゃったのが経済対策についておっしゃってましたね。これは、平成25年の国の第1号補正に対応した起債発行でございます。それから、一般繰り越しというのは、これは通常の繰り越しを指します。それから、括弧して、例えば辺地と書いてあるのは辺地債、草地というのは草地整備事業債、公有林というのは公有林整備事業債と、いわゆる起債の区分を表記したものでございます。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 今回、この過疎債でいろいろなものが見られているんですけども、これに対して国からの充当されるお金っていうのは、どのくらいの割合が充当されるのですか、特別債に含めて。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 過疎特別分につきましてですが、これは発行した後に元利の償還を行います。その年度の償還金分の7割相当が、いわゆる普通交付税の基準財政需要額に算入されるという扱いになっているところでございます。7割相当が基準財政需要額に算入されるということでございます。ですから、その部分が普通交付税の算定上、積み上がっていくことにはなりませんけれども、計算上は需要額でございますから、そのままそっくり7割分が交付税増えるということではありません。一方では、基準財政収入額というのがありますので、その部分が差し引かれるという前提もございましてけれども、基本的にはその需要額に積み上がっていくという仕組みになっているところでございます。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 国から交付金として、後でおりにてくるということになるんですか、この部分

は。交付金の対象として見てもらえるということなんですか、何%か。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） もう一度申し上げます。起債を、過疎特別分というのは12年償還になります。12年間かけて、借りたお金を国庫のほうに返していくわけでございますけれども、そのときの元金と、それから利子、合わせて返すことになります。その額の7割分、これが普通交付税の算定上の基準財政需要額というところに入ります。これは、いわゆる厚岸町がかかった経費というふうに見られるわけでございます。その分に7割分が、元利償還金の7割分が積み上がるということになります。一方、町税収入の約7割5歩だとか、いろいろな計算ありますけれども、一方では収入分が普通交付税の算定上、差し引かれることにもなります。それで、かかった経費と差し引かれる部分を引いたものが普通交付税として交付されるわけでございますけれども、いわば、簡単に言いますと、普通交付税の交付として、この償還金が見られるということでございます。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（谷口委員） 進めてまいります。
3目衛生債。

（な し）

●委員長（谷口委員） 4目農林水産業債。

（な し）

●委員長（谷口委員） 5目商工債。

（な し）

●委員長（谷口委員） 6目土木債。

（な し）

●委員長（谷口委員） 7目消防債。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 8目教育債。
(なし)
- 委員長（谷口委員） 9目災害復旧債。
(なし)
- 委員長（谷口委員） 以上で、歳入を終わります。
次に、28ページ、歳出に入ります。
1款議会費、1項1目議会費。
(なし)
- 委員長（谷口委員） 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。
(なし)
- 委員長（谷口委員） 3目職員厚生費。
(なし)
- 委員長（谷口委員） 4目情報化推進費。
(なし)
- 委員長（谷口委員） 5目交通安全防犯費。
(なし)
- 委員長（谷口委員） 6目行政管理費。
(なし)
- 委員長（谷口委員） 7目文書広報費。
(なし)
- 委員長（谷口委員） 8目財政管理費。
12番、室崎委員。

●室崎委員 北海道市町村備荒資金組合超過納付金、4億円ですか、これが出ているんですけれども、たしか予算説明のときに、これによって、これが通ればという話ですが、総額が12億円になるというふうに伺ったんですが、間違いなかったでしょうか。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 超過納付につきましては、これまでの過去の積み立て分が、納付分が8億円ありましたので、今回、4億円足して12億円というご説明をさせていただいたところです。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 8プラス4だから12と、ごく単純な話で、わかりました。それで、前から、備荒資金組合の超過納付という形でこれを使うということは、非常に厚岸町にとって有利であると、それは、一つは、超過納付金というものが縛りがないと、いつでもおろしたいときはおろせると、銀行に積んでのと大差ないということですよね。それからもう一つは、利息が、今の低金利時代で考えると、銀行なんかには積むよりは、大分、利率というか利回りがいいと、それから、管理がしっかりしているというような長所を挙げられていたと思いますが、これも間違いはないですね。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ご質問者おっしゃられるとおり、我々もそのように考えているところでございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 それで、まずちょっと、非常に素人的なというかな、話から入りたいんですがね、積み立て先が、いわば銀行みたいなものだという、その、みたい、の話からなんですよね。9番議員さんが、積立金残高推移一覧表という、非常にわかりやすい資料の要求をしてくれまして、私なんかは本当に予算書見て、これを作っていくたら大変なことになるんですが、非常にわかりやすく、今、参考にさせていただいているんですが、いろいろな基金がありますよね。ここに出ている基金の全部でもって、平成26年末の残高見込みでもって10億円ぐらいになるんですか、大体ね、大ざっぱに言って。この10億円を、実際には、今はどこに積み立てというか、預け入れしていますか、銀行ですか。

●委員長（谷口委員） 会計管理者。

- 会計管理者（佐藤会計管理者） 基金につきましては、町長の所管することでありまして、運用管理をしている立場からお答えしたいと思います。

この各種基金につきましては、それぞれ1年間の定期性の預金で、指定金並びに収納代理機関をメインとして、基本的には1年間の定期で運用しているところでございます。この残高で言いますと約10億円ほど、25年度末で15億円ほどございますが、それぞれ町内の指定金融機関、それから収納代理機関に運用している、利息がつく定期性の預金で運用させていただいています。ちなみに、質問の内容にはございませんでしたが、この昨年の運用の利率は、0.025%の利率で運用させていただいているところでございます。

- 委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

- 室崎委員 今、利息が低いですね。かつては5%とかね、借り入れすれば8%なんてものもありましたよね。それが今はもう1%もない、それよりもまだ桁が低いという状態ですから、やはり、その任に当たっている方は、少しでも利率のいいところにとすることは、これは考えるでしょうし、それは人情ですよ。それでね、非常にそういう意味で有利な備荒資金組合にこの基金、お金を預けるといことは、これは何か、うまくない、法的な問題がありますか。

- 委員長（谷口委員） 会計管理者。

- 会計管理者（佐藤会計管理者） お答えいたします。

私の立場としては、備荒資金組合の条例の規定に基づく内容で、厚岸町の基金の運用について、備荒資金組合のほうに運用をするということにつきましては、今まで超過納付という、負担金補助及び交付金、いわゆる負担金ということで、納付金ということで、やっておりますので、運用につきましては、基本的には積立金という科目がございまして、科目上、指定金融機関、それから収納代理機関に対する銀行金融機関に対して積み立てをして運用しているところでございます。備荒資金組合のいわゆる条例について、運用をしていいかどうかにつきましては、私のほうでは承知しているところではございません。まことに勉強不足で申しわけございませんが、そのような事例は超過納付として、超過納付として納める負担金としてお預けするということと、この基金の運用を受けるとい規定があるかどうかにつきましては、私の承知するところではございませんが、そのようなことから、従来、指定金融機関、それから市中銀行のほうに預金しているところでございます。

- 委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

- 室崎委員 従来のは私も聞いています。余り例がないという話も聞いています。私が言っているのは、そういうテクニックを使うことが法的にできないのかということを知っているんです。

●委員長（谷口委員） 会計管理者。

●会計管理者（佐藤会計管理者） 今、私が直ちに、備荒資金組合の条例等に伴うそういう運用ができるかどうかにつきましては、条例をちょっとひもといてみなければわかりませんが、そういうことは法的にどうなのかという、法的に、条例的にどうなのかということにつきましては、ちょっと調べなければ、今、私の立場としては即座に答弁できるところではございません。ちょっとお時間いただければ、精査をして答弁したいと思えます。

●委員長（谷口委員） 暫時休憩します。

午前10時55分休憩

午前10時55分再開

●委員長（谷口委員） 再開します。
会計管理者。

●会計管理者（佐藤会計管理者） 今、備荒資金組合のほうの条例の関係で、担当課長のほうと確認をいたしました。備荒資金組合のほうに、例えばこれをお預けして、高率な利息をやるということが出来るかどうかということについては、所要の手續を踏む必要があるかと思えます。なぜかといいますと、基金につきましては、運用につきましては、積立金という予算上の科目がございます。一方、備荒資金組合につきましては負担金という科目がございます。予算上、ご承知のとおり全て、全てといいますか、今回の補正予算、それから今までの補正予算、それから、当初予算等あったところがございますが、負担金ということがございますので、予算上、その負担金として運用をするということができれば、可能かと思えます。ただし、条例上、負担金として、それをこの基金が積立金ということの科目を、予算上、負担金に組みかえるかどうかということができるかどうかにつきましては、また別の問題だというふうに、私の立場としては、そこまでしかご答弁できないところがございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 そこを聞いているんですよ、私は。お願いします。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） お答えを申し上げます。

備荒資金組合に対する納付金につきましては、負担金補助及び交付金で支出いたしまして、この支出したお金というのは、もう備荒資金組合の管理下に一応入るということ

であります、管理下に入ると。一方、基金のほうは、積立金ということで歳出計上をした後は、厚岸町の基金として管理されるということでございます。ですから、その管理については会計管理者が行っているわけでございますけれども、その積んでいる基金の運用先として備荒資金組合に預けるということをしようとするならば、一旦、基金から取り崩す必要があります。いわゆる歳入に計上して、その基金を取り崩したものを、今度、歳出計上して、備荒資金組合の納付金として歳出計上して、また備荒資金組合のほうに支出すると、そういった場合については、ご質問者おっしゃられるような形には、することは可能であるというふうに言ってもいいのかなとは思いますが、現状の資金の運用の中では、それは、制度上ちょっと無理なのかなというふうに思っております。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 大体、予想したとおりのお話でした。そうだと思うんです。非常に担当者、実務家ですから、なぜかというのが、技術的な、あるいは法制度、予算の財政制度のお話からなさっているんだけど、私のような素人は、もうちょっと雑駁に、一刀両断に言いますと、基金として明示されているものが、また別の形でもって積立金で明示することが簡単にできたら、二重計上になっちゃうんですね。そうすると、予算の透明性としては非常に問題が出てしまうということだから、基金として積み立てたものについては、どこまでも基金として予算に計上されて、これだけありますよ、備荒資金組合の超過納付金としてされたものはこれだけありますよっていうふうに、別欄でそう表示することによって、同じお金が二重に記載されるというようなことがないようにすると。だから、今あなたがおっしゃったように、備荒資金組合に積み立てたかったら、基金から外してしまいなさいと、取り崩すというのはそういうことでしょうか。基金でなくなっただけから行くんだから、基金を備荒資金組合に持っていったわけじゃないんだよね、ということだと思います。

それから、もう一つ、今の答弁の中で、全く間違いではないんだけど、ただ、私のような素人にはちょっと誤解しがちなかなと思う話がありました。それはね、基金というのは、どこまでも厚岸町のお金だと、簡単に言うと。それを運用して、しかるべき所に預け入れているんだと。それから、備荒資金組合の場合には、そっちに積み立てるといって備荒資金組合のお金だと、こういうふうに聞こえたのね。そのとおりだと思うの。だけど、お金は、銀行なら銀行に預けちゃったら、お金そのものの、お金の所有権といったら非常に問題があるんですけども、それはないですよ、あるのは債権だけなんです。そういう考え方すると、備荒資金組合と、それから銀行に預けたときと大差ないですよ。だって、いつでも自由におろせるんでしょう、超過納付に関しては。そうすると、おろす権利を持っているわけですよ。これ、債権ですよ。だから、そういう意味では同じということにもなりかねないので、それが違うのは、今言ったような、財政の透明性ということなんだということを、やはりきちんとですね、素人に説明するときには、そこらを押さえながら言った方が、誤解がない、そのように思います。

さて、その上でお聞きするんですが、今回、備荒資金組合の超過納付金と普通納付金、

超過納付金だけで言ってもいいけど、12億円なんですよ。基金全額より多いんですよ。それで、今言ったように、基金で積み立てたものを備荒資金組合に持っていけないというのは、まさに財政の透明性の問題でしたね。それから、備荒資金組合使うという理由は、これはもう、全然、銀行と変わらないですよ、言っている三つの長所というのはね。それで、お聞きするんですが、基金というのは、全部一つ一つ条例でできているんですね、そうですよね。それぞれの個々の条例があるんですよ。厚岸町に基金を作るという条例はないんですよ。何々基金を作るということです。そして、その目的と、それから、その目的に従った取り崩しの基準とといいますか、こうこうこういうものを使うということが書かれているんですよ。基金というのはそういうものですね。これ、なぜこういうふうになっているんでしょう。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 基金につきましては地方自治法に定めがございまして、その目的に応じて、積む部分を条例によって明示して、それによって積むという法律的な取り扱いになっているところがございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 なぜ法律上、そういう取り扱いになっているかということを知っているわけですか。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 昔は地方自治法にも規定がなかったと、かなり昔の話ですけど、それが、昭和30年代に条例化すべきというふうになった経緯については、いわゆる基金としての扱いを明確にするんだということが背景にあったと。明確にしないまま銀行に預けたりなんかすると伝意ですよ、そういうことが昔はあったので、それを法律に規定して、きちんと条例化した上で、その条例化した基金に基づいて歳出予算を組んで、きちんと管理するように法制化されたというふうに記憶しているところがございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 どの本にもそういうことは書いているんです。私の持っている程度の本にも書いています。そして、たしか金穀とかいう何か難しい言葉を使っていたみたいですね、昔は。「金」という字に穀物の「穀」か。あれ、だから、何万石なんていった時代のできた言葉がそのまま使われていたんでしょうね。それがちゃんと基金というような言葉に、法制度上、きちんとなったというような話も読んだことがあります。それで、なぜそういう取り扱いをしたかということなんです。何の目的でそういう整備がされたかということ、どのように理解しているかっていうことをお聞きしているんです。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） それぞれ、基金にはさまざまな種類があります。財政調整基金のように、年度間の歳入の増減を調整するために使う基金や、それから、減災基金のように、いわゆる発行した起債の償還をするために充てるための基金だとか、それから、老人福祉基金のように、老人の福祉対策のために使う基金だとか、積むときに、そういった目的をきちんと明示することによって、積むときの理由がはっきりするし、それから、後年度、それを取り崩して使うときもそこから取り崩すということをきちんと明示することによって、財政運営上の透明性も図られるということが重要な要素としてあるものというふうに認識しているところでございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 さすがですね。きちんと問題点を答えていらっしゃる。私も安心いたしました。そういうことをちゃんと押さえて仕事なさっているんだなと思いました。要するに、一定の目的をきちんと決めたものだから積み立てることができる。そして、その一定の目的に従って使うということも、きちんと規定されているから、財政の透明性ということがちゃんと図れる、そういうことですよ。今、そういうふうに御答弁なされた。全くそのとおりだと思うんです。

それで、行政のお金というのは、民間と違うところは、自分で稼いだ金ではないわけですね、ほとんどのものは。そして、それは税金という形で住民ないし国民から納めてもらったものを使って事業をやっているわけですね。ですから、国、都道府県、それから市町村、国と地方公共団体は、その管轄の住民のためのサービス、それをそのお金でもってやらなければならない義務があるわけですよ。そういう意味で、そのお金を使わないで、住民サービスを行わないで、どんすこどんすこため込むことはできないわけですね。けども、それを100%、今年あるものは全部手ばたきになって来年ゼロにせいといったって、これは事業やるわけではできないですよ。いろいろなものがある。だから、財調基金から始まって、いろいろな基金というものを作って、そのこのところの調整をしなきゃならない、繰越明許費なんていう話はちょっと別にしてね。だから、基金という制度があるんですよ。それだけに、その用途目的を明確にした積み立てである、その用途目的に従って使われるということが、これ、財政運用の基本であると、そのように考えられるんですが、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 基本的には、ご質問者おっしゃられるとおりというふうには考えるところでございます。やっぱり納めていただいた税金は、どのようにして使っていくのかというのは、やっぱり透明性を高める必要は当然あるんだというふうに考えておりますし、積み立てた基金についても、そのように扱わせていただいておりますし、

それから、今、ご質問を受けている備荒資金組合の納付金、これにつきましても、制度上は、基本的には最初にお答えしたとおりということで、よろしくお願いいたします。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 質問者も、何が問題かということがよくわかっていらっしゃるので、聞いてない話に入ろうとなさったんで、それをやられると私のほうの頭が混乱するので、ちょっと待っていただきました。すみませんね。

それで、今、ここに基金等残高というふうに、この9番議員さんの要求に基づいて出たわかりやすい資料に書いて、「等」というのは、後ろのほうに備荒資金組合が入っているからですね。それで、その「等」のほうは、実は基金より多いんですよ、26年度末で言うとも、恐らく。この補正予算が否決されれば別ですけども、それはちょっと私は考えておりませんのでね。それで、何でその備荒資金組合を使うのかという話になったときには、基金の運用として、実際の銀行だとか金融機関に預けるときの考え方をここに当てはめると非常に有利だという話になって、実利性の話が3点出てきました。そうしますと、形式は別です。この形式をまたぐことはできない。それは、二重積み立てになるおそれがあるからできないということもわかりました。それで、ここで超過納付金として12億円、これについては、今、基金のほうで、これだけ財政の透明性ということ強くうたって、何のために積み立てるのか、そして、何のために使うのかということに対して、条例という、議決要件としては最上位のもので、この議会の議決も必要として行っているわけですよ。ところが、備荒資金組合の超過納付金については、確かに予算の中には出てきます。ですから、議会が全く関知しないというわけではもちろんありません。しかし、使途目的も明示されておられませんし、もちろん使途目的が明示されていないということは、取り崩して何に使うのかということも予測もできません。これが、基金というものを、制度として国が、昭和30年代だか40年代か忘れちゃったけれども、そのときに法律を改正してまでこの制度を作った趣旨からいって、問題がありませんか。財政の透明性ということからいって、問題なしと考えていますか。その点について、再度、ご答弁をいただきたい。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 備荒資金組合に対する納付金につきましては、一部事務組合ということで、その組合の規約につきましては、各構成している市町村の議決をもって認められているということでございます。そこに納付するということは、その納付金というのは、基本的にはその加盟している道内の全市町村でございすけれども、そういったところで特別の財政需要があった場合に、貸し付けなりするための財源として使われると、いわゆる、お互いに助け合う精神として成り立っているものでございます。その納付金につきましては、基金という扱いにはしないということでこの制度が成り立っているということでございまして、基金としては扱わないけれども、納めた納付金というのは自由な形で取り崩して、いわば、財政調整基金的な扱いの中で使うことができる

ということでございます。

一方、その透明性のことでございますけど、これはご質問者からいろいろと過去にもご議論ありました。最初は、決算資料で明示ということで扱わせていただきましたけど、今度は決算書にもきちんと明示して、いわゆる財産に準じる形で表記させていただいていますし、広報等を出すときも、その残高というのは明示させていただいて、透明性を図らせていただいているというところでございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 決算に載ってきたから、透明性は100%だということにはならないでしょう、基金と違うんだから、扱いが。基金の場合には、条例でもって目的も作ってるんですよ。財政調整基金だって、財政調整基金だけは条例によらないで作っているわけじゃないですよ。財政調整基金というのは、まず、設置目的がありまして、基金の処分というところか、災害により生じた経費の財源または災害により生じた原資を埋めるための財源に充てる、緊急実施することが必要になった大規模な土木だとかそういうものに対して必要だ、充てる、それから、地方財政法第4条4にある経費、特に町長が必要と認める大規模な建設事業、そういうときの財源に充てると、使途目的、きちんと決まっているんですよ。これ、条例で決まっているんです。

ところが、今聞いていると、まあ、そうだと思うんです。この超過納付金については、いわゆる第2財調基金にしたいということだと思うんです。その意図はよくわかります。それから、銀行だとかそういう金融機関の今の低金利のときよりはずっといいという実利の点については3項目、これは何回も聞かされたので私も暗記しました。それはわかる。けども、片や、基金のほうで、これだけ法が厳格な要件になっている中で、いわば脱法的に、こういうものを、しかも基金総額を超えるような額を積み立てるとということは、これは健全な財政運用とは言えないんじゃないか。いかに決算に載せていますと言ったからといって、その最初からのところが、出だしからがおかしいじゃない。1億円や2億円、厚岸町の規模でね、というようなものが、こういうところに積み立てられて運用されていくというところにまで目くじら立てるつもりはありません。ある程度の幅は、これはいいだろうと思います。しかし、基金総額を超えるような、厚岸町の当初予算の1割5分になるような、そういうようなものを、全く、こういうところに置いて、しかもだ、出てくる話は、財調基金だとか、そういう見えるところに置くと国の交付税減らされるおそれがあるから、こっそり目につかないところに置くんだというようなことを、議会でもって堂々と言ってる、そういうような財政運用が許されるのか。

しかもだ、これ、調べてみたら、この超過納付金の当初のころには、これ確認しておきたいんだけど、職員の給与の特別減額やってたんじゃなかったのか。もしそうだとすれば、これは、もし違ったら私の計算違いですからおわびしますが、もしそうだとすれば、職員の給与削って、ため込み金に突っ込んでいたということになりかねませんよ。このあたりも明確にしていきたい。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） まず、納付金を開始したのは平成22年度からでございます。職員の人件費カットは平成21年度までの5年間でありまして、22年度からは独自カットは全廃しているところでございます。

それから、備荒資金組合に納付するという部分につきましては、これは、北海道、それから町村会、それから備荒資金組合とも、法制上の扱いというのは確認した上で12月定例会に条例案の廃止について上程させていただいているところでございまして、備荒資金組合に対する納付金については条例によらない、いわゆる道内の全加盟している市町村が備荒資金組合の規約を、議会の議決を得た上で行っている組織、一部事務組合であるという扱いの中では、法政上、今の扱いは何ら問題ないという回答も得ているところでございまして、この扱いについては、何ら法に抵触するものはないというふうに考えているところでございます。

- 委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

- 室崎委員 私、違法だと言っているんじゃないんです。不当だと言っているんです。法に抵触するかしらないかは、違法か合法かの話です。違法か合法かの話をするということは、不当か妥当かというところで、不当だと決まったから、違法か合法かという段階に入るんです。あなたは無意識のうちに不当だということを認めているから、法に抵触するんじゃないんだという答弁をしたということですね。

それで、その前に、職員の給与を削って、ため込み金の中に突っ込んだんじゃないかという話があちこちでささやかれているんだが、それは間違いだと。21年まで給与カットを行って、22年にため込んだんだから、これは別だと、こういう話なんですね。一応、私もそれに従います。ただ、疑念はいろいろな形で残ってくると思いますよ。21年までの財政余力が、超過納付を可能にしたという見解もありますからね。ただ、今、そこには入りません。それで、その最中にやったんじゃないかというふうに聞こえるような物の言い方をしたことについては、私のほうでおわびいたします。

その上で、話が平行線になってきますので、このあたりでやめますけれども、もし、財調基金というような意味で、あるいは、他の何らかの調整が必要である、あるいは、こういうような行政需要がこの後どんと出てくるであろうというのであれば、基金を作ればいいことなんです。そのほうがずっと明確になります。こういう用途目的不明ため込み金と言われるようなものに12億円も積んでおくということが、こういう基金だとかそういう制度を作っている法の趣旨からいって、私は大変に問題だと思う。いかがでしょうか。

- 委員長（谷口委員） 町長。

- 町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

先ほど来から、厚岸町の基金については、条例で規定されて目的も明確であります。そのとおりであります。備荒資金といいますのは、互助精神であります。先ほどから利

率の問題だけお話ししておりますが、確かに高いです。大変ありがたいわけであります。目的は、互助精神であります。北海道の市町村、179市町村、全自治体が加入をいたしております。その目的は何かといいますと、災害等が起きたときに、いざという場合に、このお金を使えるようにしよう、再建なり復旧なり復興なり、確かに国の制度等もありますが、町がいざという場合に、災害等が起きた場合に、お金をどこから持ってくるのかということ、将来を考えて、やはり町も運営しないといけないんです。そのために、この制度があるわけであります。先般、厚岸町単独の備荒資金条例があるということで、いろいろ議論されましたけれども、このことについては、なくてもいい条例であったわけでございまして、これも室崎委員からご指摘があって廃止をさせていただいたわけであります。

そういうことで、どうか、いろいろと議論がありましたけれども、私といたしましては、将来の、今、いろいろと自然災害が多発をしております。特に、いつ来るかわからない地震、津波等々、そういうことにおける目的というものを明確にしながら、備荒資金あり、また、いざという場合は町として幾らかでも積み立てしながら、住民の安全・安心を確保しなければならないというための備荒資金であります。その点は、ご理解をいただきたいと思えます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 やめようと思ったんだけど、町長、そういうおっしゃり方したので、明確にしておきましょう。今の話は、普通納付に関しては全くそのとおりですね、町長の言った話はね。私が言っているのは超過納付金なんです。超過納付金というのは、取り崩しに制限がないんですよ。だから、助け合いだ、ほかのところ困っているときだから、おまえ、取り崩すのやめろ、その権限はないですね、規約見ても。いつでもおろせるんですよ。だから、銀行に積み立ててるのと何の変わりもない。それで、その話は、担当課長が、だから有利なんだということを何回も言っていますよ。これ、普通納付金のように縛りがかかってたら、こんなもの使わないでしょう、財政運用上の問題としてね。そういうことなんです。私が言っているのは、どこまでも超過納付の話です。超過納付ってというのは、普通納付と性質が違いますよ。そこのところを一緒にして話をすると非常にこんがらがってきますから、そこは明確にしたほうがよろしい。

その上で、今度、災害だとかそういうことで、厚岸町が積み立てておかないと不安で不安でしょうがないというのであるならば、災害対策基金というのを作ればいいんですよ。そして、そこのところに12億円積んでおけばいいわけでしょう。もちろん、普通納付金のほうは、そうやって厚岸町は備荒資金組合に積み立ててあるわけですから。だから、今、町長の言ったような意味でね、けれども、普通納付金だけでは備荒資金組合としてはまだまだ足りないんじゃないかと言うのであるならば、それは1億円とか2億円とか、そういうようなお金を、そういうことがあるから、万が一のときは厚岸町おろすけれども、もし何かあったときには使えるように積み立てておきたいんだというならわかります。でも、基金総額超えているんですよ。そこまでがそんな話で通じるかということです。そこのところは、やはり町民に納得できるような説明をするべきだと、その

ように思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 町長。

●町長（若狭町長） 確かに、ご指摘ありましたとおり、普通納付金は、災害です、500万円、そのほかの超過分、これは、要るとき利用できます。しかし、普通納付金だけでは、いざという場合に、お互いに助け合うという意味においては、もっとお金を備荒資金として予定をしておかねばならないだろうということで、超過分があるんです。ですから、超過分については、確かに普通納付よりも利率が低いんです。低いけれども、一般の銀行から見ますと高いんです。ですから、そういう部分もあるんですけれども、超過分については、いろいろな面でおろせることも確かです。確かですけれども、先ほど申し上げましたとおり、互助精神もあるということ。これもご理解願わなければならない。確かに厚岸町としては、何かあった場合に使える、これはそのとおりです、超過分については。そこが一般と超過と違うところでございまして、ですから、厚岸の財政から見て備荒資金に納める納付金が多いじゃないかとかいう議論はそれぞれあるかと思いますが、厚岸町としては、そういう将来を見据えた中で納付金をしているということについて、ご理解をいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 私から、財政運営上のこととしてお話しさせていただきたいと思いますが、ご質問者おっしゃられるように、確かに、最近、いわゆる基金の積み立てと、それと備荒資金組合の納付金を活用させていただいて、将来に備えた対応をさせていただいております。ただ、今、一時、財政的に余裕があるように見えても、過去の例からすると、そうにあらざという経験則もあるところでございます。

一つの例示として、いわゆる財政健全化判断比率の中で将来負担比率というのがございます。これは、将来これから厚岸町が債務として負担しなければならないものを数値化したものでございますが、これにつきましては、平成24年度、議会に報告させていただいておりますけれども、将来負担比率114.8%、これは、全道の市町村の中での順位、悪い順位で18位であります。北海道の平均値は75.1%、厚岸町が114.8%です。さらに、これはまだ24年度分は全国公表されておりませんが、全道平均と全国平均では、約20ポイントぐらい全国平均のほうがいいという状況です。ですから、全道平均よりも、まだ厚岸町は悪いんです。全国平均よりも、まださらに悪いということです。しからば、これを、少なくとも全道平均まで持っていくためには、いわゆる今の起債の残高、将来負担残高が、どのくらい今より減っていればいかと数字を試算したところ、約17億円減っていなければ、この全道平均に到達しないということになります。ですから、今、ある意味では、将来に対する負担、いわゆる借金の額、町の全会計における借金の額というのは、全道平均よりも多いんだと。一方では、将来に対する備えというのは、最近増えてきてますけど、このあたりで、バランス的な問題もあります。いわゆる国の政策というのは、全国平均でいろいろなものを物差しにいたします。ですから、ある意味、借金

が多い、その段階で国からの交付税等を削減されてきたときには、例えば借金の返済額に窮するときが出てくる可能性があります。過去の経験則から、そういうときがありました。ですから、そのときに返すお金をやっぱり持っていなければ、町民サービスだとか、いろいろなものに支障が出てくる可能性もあるということも鑑みながら、我々としては、今、こうやって備えることができるときに備えたいという考えのもとで進めているところでございます。

26年度の当初予算の審議はこれからになりますけれども、今お出ししている資料の中では、当初予算で5億円弱、4億8,890万円の取り崩す必要をさせていただいております。これによって、26年度末残高、23億円程度とさせていただいてますけど、これは振り返ってみますと24年度の末残とほぼ同額であります。ですから、25年度で積み立て、積み増しできた額が、いわゆる26年度の通常の町民サービスだとか、いろいろな施策を反映するための財源として生かされているということで、こういった弾力的な財政運営をするためにも、こういった蓄えというのは必要だというふうに認識しておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 財政的にはゆるくないと、大変だというのは、これは、私、議員になってから二十何年になりますけれども、毎年聞かされる話でね、もう金余ってしようがないんだなんて行政は、団体はどこにもないですよ、常に足りないです。行政需要はそれだけ多いんですね。それ、よくわかります。そこでもって、担当者、町長以下、みんな苦勞するのは、それもよくわかります。そういう中で、ない知恵絞って、いろいろな議論しているわけですよ。それで、ただね、そういうのだから弾力的なクッションが必要だと。あるときは積み、あるときはおろすということが必要だというのはよくわかります。それを、どこに、どういう形で積んだときに町民も納得し、それから、財政の運用というものが透明性を図れるかという議論なんで、その点は後から答弁なされた担当者の課長も理解していただきたいわけです。

それで、町長に、そういうふうにおっしゃっているんだけれども、やっぱり厚岸町も行政需要はいろいろ多いです。そういう中で、その行政需要に回さないで、差し当たっての、そして、互助精神がどうなんだとか、そういう話では町民は理解できないでしょうね。それから、そういう意味で、財政の透明性と、なおかつ、そういういろいろな要素等を勘案して、そして、どの程度までなら厚岸町の財政力としていいのかというのがここの超過納付金の問題だと思うんですよ。その超過納付金を使って、第2財調にするんだということは、これは、やはり私は非常に問題があると。それから、普通納付では間に合わないと、超過納付が必要なんだと、今、町長おっしゃったんだけど、備荒資金組合からそういう要請来てるんですか。

●委員長（谷口委員） 町長。

●町長（若狭町長） まずですね、いろいろなご指摘ありましたけれども、ご指摘も受け

ながら、これからの厚岸町の財政運営、特に将来を見据えた健全財政運営等も含めて運営していかなければならないということを、今の質問等で改めて受けとめました。そのように進めてまいりたいと考えております。

それから、超過分ですが、これは備荒資金の条例で記載されているんですね。ですから、そういう意味で納付をしているということでございますので、ですから、そういう点でご指摘いろいろ受けましたけれども、私も、町長としてしかと受けとめて、これからの財政運営に当たっていきたいと考えでおりますので、この点ご理解いただければと思っております。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

9番、南谷委員。

●南谷委員 資料要求をさせていただきました。ここですよ。まず、資料要求をさせていただいたんですけれども、先ほど12番さん、もう既に、先に進んでいろいろ質問していただきましたので、大変恐縮に存じますけれども、まず、せつかく資料をいただいたので、資料説明を、大枠聞いたんですけれども、改めて私の頭では整理をしたいので、よろしくをお願いします。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 9番委員さんからの資料要求いただきました資料について、ご説明させていただきます。

まず、表の左側に基金名を付させていただいております。上から財政調整基金、減災基金から下の環境保全基金まで、七つの積立基金について規定させていただいております。その下に、北海道市町村備荒資金組合に納付しております普通納付金と超過納付金も求められておりますので、列記させていただいております。それぞれ、基金についての計、それから資金組合についての計を付して、一番下に総合計ということで付させていただいております。下の合計欄でございますが、24年度末残高で22億9,739万4,000円という残高になってございます。一方、25年度の当初予算で、当初取り崩しというのを行わせていただいております。これが、基金の欄の合計欄3億9,830万円の取り崩し、一方、当初積み立てでは660万4,000円ということでございます。

それと、次に平成24年度の剰余金処分、これも議会に既に報告させていただいておりますけど、2億5,000万円、剰余金処分で財政調整基金に積み立てをさせていただいたということでございます。その後、所要の議会において、取り崩し及び積み立てをさせていただいて、今回の3月補正において、合計欄2億3,064万9,000円の積み立てがなったということでございます。一方、北海道市町村備荒資金組合については、超過納付の予

算計上をさせていただいております。これが4億円ということでございます。これらを合わせますと、25年度の末残高の欄、一番下でございますけれども、27億9,587万5,000円ということ相なりました。24年度末よりも残高が増えておりますが、26年度の当初予算、これからご審議いただく予算案でございますが、その中で4億8,890万円の取り崩しを計上させていただいております。一方、所要の当初積み立てもしておりますので、その部分が1,700万4,000円ということ、現在の当初予算及び3月補正ベースでの平成26年度の末残高は23億2,397万9,000円ということございまして、これを24年度の末残と比較いたしますと約2,600万円ほどプラスということ、これほどの規模でございますから、ほぼ同額までということございまして、いわゆる25年度で積み増しすることができた額が、大体ほぼ同額、26年度の当初予算計上として使う財源として活用することができたというふうに思っているところでございます。

●委員長（谷口委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 本来であれば、自分で計算機をたたかなければならないんですけども、委員長、お願いがあるんですけども、補正予算、この時期、毎年この資料を出していただければ、それも、議案と一緒に配付していただければ、非常に私ども、試算をするのにも非常に有効なので、ぜひ、今後もひとつ配慮を願えればなと思っておりますが、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 3月補正の際ですか。資料として添付してほしいと、そのような配慮ができますか。

税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ご審議の上で必要な資料というふうに認識いたしましたので、これからは用意させていただきたいというふうに思います。

●委員長（谷口委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 12番委員さん、大変高度なお話をされましたので、私が質問しようとしたことも、あらかじめ、おおむね質問をしていただきました。私自身、今回、4億円積むんですけども、最終的には、今、課長が申されましたように、24年度末残高と比較して、26年度の事業展開によっては、また積むことも可能かもしれないけど、最終的には、基金の残高というのは、この同じような数字になると。ただ、25年度末時点で捉えると、過去最高の残高に、財政の健全化に努めたというふうに私なりに理解をさせていただいたんですけども、理事者の皆さんはどのように捉えておられますか。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 25年度の現在の決算見込みの中においては、過去のいろいろな、

さまざまな改革の成果がベースにあったという認識のもと、それから、国から来る有利な交付金等の活用等、それから、執行においての各課における効率的な執行によって、今回、補正予算に出していただいているように、不用額というのを出すことができでございます。さまざまな努力の中で、こういった積み戻し、あるいは積み増しということが可能になったと、かように考えているところでございます。

●委員長（谷口委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 いろいろご意見があろうと思っておりますけれども、私は、今日、本町を取り巻く環境、例えば、企業会計、病院事業会計、新年度からは企業会計を取り入れなければならない、滞繰の問題、繰決の問題、さらには水道事業会計。私は、健全化運営をしていくためには大きな課題が残っておると思っております。現実には数字が示しておるわけでございます。さらには、先ほど課長が申されました、国は、大体、自治体5万人レベルで、全国標準でいろいろ政策を行ってまいりますと。そうしますと、1万人ちょっとの厚岸町が将来も安定した自治運営していくということになると、まさに課長が言われましたように、将来の負担比率、全道平均では非常に厳しいものがあります。少なくとも、全道平均に負担比率がいつてくれればなど、そんな思いで私は常々考えておるわけでございます。一般会計ベースで、やはり企業会計、それぞれ課題が残っておるわけでございますから、本体がしっかりと財源を確保しておかなければ、自治体の破綻ということは、やはり今、人口は1万人を超えてますが、厚岸町は少子高齢化の時代に入ってますよ。今の人口体制で右肩上がりに行くのであればいいけども、財政というものは下がっていくことが推測されます。そうした中で、やっぱり企業会計もトータルで見て、この数字っていうものがどうなのかっていうことも、将来は分析をしていかなければならないのではないのかなと、やがてそういう時代が来るだろうと、私は判断いたします。そういう意味では、いろいろ積み立ての方法含めて、その債務の関係、これらも手法はいろいろあろうと存じます。ですけれども、トータルで本町の財務の健全化というものについては、私は、しっかりと捉えていかなければならないと思っておりますが、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 町長。

●町長（若狭町長） ご質問にお答えさせていただきます。

全くそのとおりでございます。現実には25年度の見込みでお話ししますが、厚岸町の予算の自主財源、自分で賄えるお金といいますのは、25.8%、25年度の見込みです。地方交付税、これが一番大きいんです、45.4%です。しからば、今、人口の問題がございました。現在、1万200人おります。来年、国税調査が行われます、10月に。残念なことに、1万人を割るという推計が出ておるわけでありまして。そういう将来を見据えたビジョンを持ちながら財政運営をしていかなければならない。先ほど、12番さんからもいろいろ厳しいご指摘がございましたが、本当に、この今日の財政運営は難しい時代を迎えております。町長は、やはりこの町に生まれ育ってよかった、厚岸町に住む人方がそういう気持ちを持つ、すばらしい厚岸町を作りたい。そのためには、やはり健全財政を維持す

ることが最も大事な中で、どういう施策を講じていくかということでございますので、今、質問者からお話ありましたとおり、将来を見据えた財政運営というものをしっかりと見据えてやっていかなければならない、そのように考えておる次第であります。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

なければ、進めてまいります。

10目企画費。

（な し）

●委員長（谷口委員） 11目財産管理費。

（な し）

●委員長（谷口委員） 12目車両管理費。

（な し）

●委員長（谷口委員） 2項徴税费、1目賦課納税费。

（な し）

●委員長（谷口委員） 3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費。

（な し）

●委員長（谷口委員） 4項選挙費、1目選挙管理委員会費。

（な し）

●委員長（谷口委員） 6目参議院選挙費。

（な し）

●委員長（谷口委員） 5項統計調査費、1目統計調査総務費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 6項監査委員費、1目監査委員費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 2目心身障害者福祉費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 3目心身障害者特別対策費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 4目老人福祉費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 5目後期高齢者医療費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 6目国民年金費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 7目自治振興費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 8目社会福祉施設費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 2項児童福祉費、1目児童福祉総務費。

(な し)

●委員長（谷口委員） 2目児童措置費。

(な し)

●委員長（谷口委員） 3目ひとり親福祉費。

(な し)

●委員長（谷口委員） 4目児童福祉施設費。

(な し)

●委員長（谷口委員） 5目児童館運営費。

(な し)

●委員長（谷口委員） 4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費。

(な し)

●委員長（谷口委員） 2目健康づくり費。

(な し)

●委員長（谷口委員） 3目墓地火葬場費。

(な し)

●委員長（谷口委員） 4目水道費。

(な し)

●委員長（谷口委員） 5目病院費。

(な し)

●委員長（谷口委員） 6目乳幼児医療費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 2項環境対策費、1目環境対策費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 2目水鳥観察館運営費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 3目廃棄物対策費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 4目ごみ処理費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 5目し尿処理費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 2目農業振興費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 3目畜産業費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 4目農道費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 5目農地費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 6目牧野管理費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 7目農業施設費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 8目農業水道費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 9目堆肥センター費。
12番、室崎委員。

- 室崎委員 堆肥センターのところでお聞きするんですが、新しい方法の分別が始まって約1年ということですよ。それで、今度は家庭での生ごみを集めて、堆肥センターで要するに、堆肥にするという事業が始まりましたよね。恐らく、今まで実験的にはずっとやってきたから決して慌てることはないと思いますけれども、一般家庭分別が始まるまでとごみ質が変わってきているのではないかということは、やる前に大分予想してましたですね。それで、何というのかな、混ぜ合わせて堆肥にしていく、私も詳しくないから余り言い方が適当でないかもしれないけれども、いろいろな菌を入れるわけでしょう、その中にね。その菌の種類も、やっぱりそういうごみ質に合わせて、いろいろとそういうことが十分に働けるようなものを実験的にいろいろと調べていたということは、当時、そういう計画を作ってやっていく準備期間のころに議会でもお聞きしました。そのあたり予想したものと、それから、いざ始まってみてどうなのか。1年間やってみてという部分でちょっとお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

- 委員長（谷口委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（阿部課長） 堆肥センターの実際の処理の関係で私のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、添加している部分については、発酵促進剤なんですけれども、それについては、水分がどうしても多くなるようなこともございまして、発酵を促進させるための部分で、少し促進が効率的なものということで、ちょっと高いものを使って処理をするようにしております。それで、量的には、生ごみ自体は、2月末現在で昨年までの入ってくる量の5倍を超えておりますので、かなりの量が増えておりますけれども、それに対しての処理という部分では、やはり、かなり大変にはなっておりますけれども、1年間の中で、すぐ、その月のうちに処理ができない部分もあります

けれども、そこは1年間かけて何とか処理をすることで、それについては支障なくできてきているのかなということ、今の段階では、予算的には今回も少し上げさせていただきましたけれども、当初予想していた範囲の中でできているのかなというふうに考えております。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 堆肥を作っている全体量の中では、俗に言う大規模草地と言っているところの牛が排出する牛ふんが非常に多いと思うんです。その中に、今度は一般家庭からのもの、それから何というのかな、事業所ごみと言われる、やはり食品残渣、そういうものが混ざってくると思うんですが、全体で、今、5倍っていいましたか、前から見たらという話はしたんだけど、全体で何割ぐらい、そういう新しい分別によって出てくるものが占めるようになりましたか。大ざっぱな話でいいですよ。

●委員長（谷口委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 生ごみの分が今までは大体2%ぐらいです、全体の量の。今現在は約10%に上がってきております。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 それから、準備段階でいろいろな予想されるデータ等も議会にも出してもらいましたし、厚文でもそんな話を聞いた記憶がございます。大分ごみ質が変わるんじゃないかということを懸念する予想もあったようです、一部にはね。どうでしょう、成分としてはこういうものがぐんと増えてきたというようなものはあるんでしょうか。当然、分析しているんでしょう。

●委員長（谷口委員） 昼食休憩いたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

●委員長（谷口委員） 再開いたします。

12番室崎委員の答弁から始めてまいります。

環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 午前中ご質問いただきました、生ごみ等の分別収集の収量等が増えた中での分別に当たっての検査等の状況につきまして、私のほうからご説明させていただきますと思います。

特に、生ごみの中の重金属及び化学物質の検査につきましては、基準となる法令等がないため、下水道の汚泥を検査するときの基準であります、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令を準用させていただきましてやらせていただいていることは、過去のご答弁でお答えさせていただいた……。 (発言する者あり)

申しわけございません、数量が増えた中での検査でございますけれども、年12回の検査、そのうち精密検査につきましては、重金属を含めた24項目、年2回、6月、12月に実施しております。そのほかの重金属のみの検査でございますけど、年10回検査をさせていただいております。現在、検査結果につきましては全て基準を満たしているという状況での報告をいただいているところでございます。

●委員長 (谷口委員) 12番、室崎委員。

●室崎委員 ちょっと、答弁する方が私の質問の趣旨を取り違えているようなので、私のお聞きしたかったことがまだ伝わってないようですから、もう一遍言いますね。委員長、ごめんなさい。同じこと、もう一遍言いますから。

一般廃棄物の分別された、いわゆる生ごみですね、これが混じってくることで、どんなふうにごみ質が変わってくるのかってことです。それを今、聞いているんです。有害物質云々に関しては、この後お聞きしようと思っておりますので、まだ私、懐から出してないんです、それはね。

それで、当初、この後、いわゆる事業所ごみと言われる、実際には飲食店、そういうところから出てくる残渣、これをまず実験的に入れましたよね、協力してくれるところから。その後、一部地区からの生ごみを分別してもらって入れましたよね。そのときに、予想としては、脂質、油分、これが増えてくるんでないかと。それまでは、牛ふんばかりといったら語弊があるんですけども、それプラス漁業関係の廃棄物残渣ぐらいだったんですよ。そこのところに、今度、一般家庭生ごみ、もしくはそれに準ずるものが入ってくると、油脂というのかな、動物の体の脂、こういう類いのものが相当に増えてくるんじゃないかと。そうすると、先ほど発酵促進剤というような言い方をなさってたけども、それで間違いはないと思うんだろうけども、要するに、あの施設は微生物を使って分解させていくわけでしょう。それも好気性発酵の微生物を使ってね。それが、当初使っていた、たしか宮崎県かどこか、あっちのほうの開発したものだと思ったけど、県じゃなくて、大学やその関係者の人がね、それだけではちょっと足りないかもしれないので、いろんなものを実験していくんだという話も当時聞いたんです。それで、今、どういうふうになってるのかということを知りたいです。

●委員長 (谷口委員) 暫時休憩します。

午後 1 時04分休憩

午後 1 時06分再開

●委員長（谷口委員） 再開いたします。

産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 牧場のほうで、堆肥センターでもって受け入れさせていた
だいておりまして、ちょっと牧場のほうの、今、場長にも確認しましたけれども、申し
わけないんですが、内容的なものを確認はしていないということです。どのようなもの
が増えているかという部分では、ちょっと確認ができないと。ただ、水分がやっぱり多
くなっているということは、それはありまして、そういったものに対応するために、ど
うしてもバーク剤、それから発酵促進剤の部分は、バーク剤が増えるという部分で対応
をすること、それから、戻し堆肥、堆肥を多くして対応すること、というような調整を
しながらやっております。それと、発酵促進剤の部分では、九州のほうでの、宮崎のほ
うでのやつを使っていたようなんですけど、今現在は、広尾町のところから取り寄せを
しております、ピオグリーンというものだそうでございますけれども、それでもって、
単価も、ちょっと高いものを利用するようにしております。それは、やっぱり発酵促進
がいいのと、それから、においが非常にきつくなっているという状況もありますので、
その消臭効果もあるというようなことで、そういったものの対応をしているということ
でございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 何でそんな細かなこと言うかということ、今後、どのように展開していくかとい
うことはわからないんですね、可能性として。場合によっては、酪農家1戸1戸が皆、
こういうようなものに入っていく時代も考えられるんです。今は、大体、堆肥づくりは
嫌気発酵が普通なんですけどね、好気発酵っていうのは日本中でもあんまりやってない
んですよ。珍しいんですよ。これだけ大がかりなことをやっているところはほとんどな
いんです。現に私、厚文でもって視察に行った先で、やっぱり堆肥づくりをやっている
ところで、つい、私、この調子なものですから、好気発酵ですか、嫌気発酵ですか
聞いたら、向こうの偉い人が、日本中で好気発酵なんかやってるところありませんよ
って、鼻の先で笑うように答えてくれました。それ以上言ったら悪いから、ああ、そう
ですか。それが常識です。そういう中で、今これだけやっているんです。ですから、高い
安い、ちょっとこっちへ置いても、どういう菌が一番いいかとか、それから、こうい
う形でやっていったときには、ごみ質の中で成分がこういうふうに変わっていくとか、有
害物質がどうのこうのじゃないですよ、今言ってるのはね。そういうもののデータは、
やはりきちんと蓄積していかなきゃならないんですよ。それが、この次、何か起きた
ときの全部基礎になるわけですね。

そういう意味で、たまたまバーク剤入れたらうまくいきました、だけでは、だめなん
です。それから、においが強くなってきたという言い方も、私は素人ですから、それ以
上はわかりませんが、場合によったら、好気発酵がきちんといってないから、にお
いが強くなったかもしれないんですよ。そういうことを含めて、やはりきちんとしたデー
タを積み重ねることを考えていただきたい。その場でもって、堆肥になればいいという

施設ではないですから。それはお願いしておきます。

それで、次に行きますが、先ほど来、一番気になさっていることが、担当者が、それを先におっしゃったんだらうと思いますが、要するに有害物質です。これは、出してくる先、排出先が、数がたくさん増えてくると、それから、多様な排出先が出てくると、それだけ何が入ってくるかわからなくなりますよね。ですから、一般家庭ごみが入ってくる時には、全員が趣旨にきちんと合わせたものを出しているという保証はありませんから、ある意味、何が入っているかわかんない。ビニールやプラスチックの固形物が入ってくると、これは目でわかりますね。ですから、機械や、場合によっては手で排除することができます。でも、重金属だとか化学薬品というのは目に見えないですよ、混ざってしまっているものが。それで、そういうものが入らないようにする品質保証というのか、そういうための調査っていうのが非常に必要ですよ。それをきちんとなさっているというのがさっきの答えなんですよ。そして、品質については問題ありませんというのがさっきの答えなんですよ。そここのところ、ちょっと要領よく説明してくれませんか。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 先ほど申し上げましたが、町においての精密検査については、24項目、重金属を行っております。これにつきましては、先ほど申し上げましたが、年2回、6月、12月。さらには、そのほかの月、10カ月につきましては、特にこの重金属につきましては人体に影響を及ぼす可能性が大変高い物質でございますので、これについては年10回、それぞれの月、実施を行っているという内容でございますし、先ほど申し上げましたが、現在行っています検査の中では、結果的に、今、基準を超えるような数値にはなっていないということでございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 これで最後にします。

それとですね、堆肥センターで、何といたかな、ストックヤードというんですか、持ち込んだ牛ふんや、いろんなものですね、堆肥の材料です、それを置いておくと、そこから水が出るんですよ。何とも言えない色をしたのが、じくじくじくじく流れて、それを全部ためて池のようなものを作って置いて、そこにためておくというか、ほかのところに放散しないようにしてますよね。それに曝気をして、そして、全く、何というんですか、においも何もしないものに変えるというのを実験的に行っていましたよね。それで、いろんなものの数値をとるんですけども、それこそ、項目によっては何百分の一というふうになりますね、好気性発酵はその中で行うらしいんですけども。そのできた、できたというか、汁を、その積み上げてある牛ふんやそういうものにかけて、においが大分落ちつくというような話も聞きましたが、それは現在も行っていますか。

●委員長（谷口委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（阿部課長） 今の施設でございますけれども、実は、今、生ごみですとか、そういうものを集めておく場所というのは、もうちょっと奥のほうに一つある場所でもって、生ごみですとか水産系のものですとかを、そこで集めるような形にしております。それで、今おっしゃいました施設については、その手前のところの横のほうでやっていたんですけれども、当時、試験的にやっていたしまして、今現在は、それは使用していないという状況でございます。
- 委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。
- 室崎委員 データをとるための試験を行ったっていうのはわかるんですが、あれは必要ないわけですか。
- 委員長（谷口委員） 産業振興課長。
- 産業振興課長（阿部課長） 検査をやっていましたのが平成16年当時ということで、それをやりまして、データ取りをして、今おっしゃられたような、いい効果という部分が出ている、結果が出ておりましたので、それらも含めて、そういったものは農協さんですとかと相談をして、それぞれの農家さんのほうにも、こういった活用ができるというようなことで協議はしたようでございますけれども、そういう協議をしていましたけれども、それ以降、それ以上進んでいないというのが現状です。
- 委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。
- 室崎委員 いろいろなところにそれを、データを示しているというのはわかります。その示した先の団体や、個人もあるのかもしれませんが、そこがどういうふうに扱うかという話もわかりました。ただ、町として、やっぱりあの池はあるわけだから、そこでは非常ににおいも強いんですけども、そういうものが出ているわけですね。それを曝気して、好気発酵させるということは必要でないのかって聞いてるんです。
- 委員長（谷口委員） 産業振興課長。
- 産業振興課長（阿部課長） 試験的にやった場所につきましては、堆肥をどんどん使っていきますと、その場所というのが、そういう夏の間にはどんどんどんどん減っていくというようなことで、量的にそういうものがなくなってしまうような状況が出てまいります。それで、今、奥のほうに、生ごみも含めて、そういった部分を置いて保管する場所が、やっぱりおっしゃられたように、かなり水分が外に出てくるというような状況も、今回、やってきている中で出てきております。そういう部分では、そのものの処理をきちんとしなくちゃいけないというようなことは考えておりまして、まだどうするところまでの協議には至っておりませんが、そういった部分も考えますと、以前やっ

たような形の中で、もう一度検討してみたいなというふうに考えます。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（谷口委員） 9目堆肥センター費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。

2項林業費、1目林業総務費。

（な し）

●委員長（谷口委員） 2目林業振興費。

9番、南谷委員。

●南谷委員 5款2項2目林業振興費。

道営林道というんですか、サンヌシ線整備事業、マイナスの1,150万円、ここでお尋ねをさせていただきます。たしか、これ、道営事業だと思うんですけども、まず不調に終わったと聞いたんですけども、この不調に終わった理由含めて、この事業がマイナスの1,150万円になった背景について、お尋ねをさせていただきます。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） お答えいたします。

道営林道サンヌシ線整備事業でございますが、これにつきましては、道営、北海道において事業を進めていただいている事業でございます。平成24年から平成28年までの5年間での事業を計画させていただいて、北海道が実施いただく内容でございます。当初予算につきましては、事業費7,000万円、このうち25%、1,750万円を町負担ということで議会の議決をいただきまして、事業費を計上させていただいたところでございますが、今年度、本工事のほか、用地買収、委託料、補償費等がございますが、全線測量を完成したのが秋口を越えてしまった状況にあります。このため、今年度の工事につきまして、橋梁工事を主体としました道路部分の整備を行おうとしたところでございますが、現場での橋梁を行うための型枠等の作業員等が、この復興予算等の関係もございまして、5社指名のところ、4社について、こういう作業員を確保することができないということで、辞退がありました。残る1社について入札を行ったところでございますが、やはり予算的な中での予定価格に達しなかった等々の理由で、今回、不調となったものでございます。

今回、補正させていただきます金額につきましては、先ほど申しあげました工事の委託料、調査設計、それと用地買収、これにつきましては2件の買収でございます。さらには、補償費としまして立木等の補償を入れた中で、事業費2,400万円のうち、今回25%、600万円を計上させていただきますして、その分について減額補正をさせていただく内容となっております。なお、26年度の事業に当たりましては、このことによりまして、1年間、事業状況が後送りになるというような経過もございます。北海道に対しましては…、すみません、しゃべり過ぎていますでしょうか。

平成26年度につきましては、始点からまた橋梁の工事を進める予定でございますけれども、仮に発注等が不調になる可能性もあるわけでございますから、早目の中で発注をいただきまして、代替措置がとれるような形で実施をしていただきたいということで強く要望を行っているところでございますので、ご了解願いたいと思います。

●委員長（谷口委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 2回くらい質問しようかなと思った部分、ちゃんと答えてくれたので、ありがとうございます。不調に終わったよと、厚岸町の事業ではないって言い切れるんですかね。各事業、いろいろ全国的に、業者さんいないとか、いろいろな事情で今日おくれできている中で、どちらかという、本町のいろいろ投資的事業が遅延なく、私は進んできておると思っておりますが、少なくとも、水産、酪農、林業というのは、本町にとっては本当に基幹産業であります。その大事な予算が、道営といえども、町として、やっぱり、大変私は残念に思うんですね。不調に終わったから事業が1年延びました、やっぱり町として、道営事業といえども、もっとやっぱりプッシュしていかなければならない責任はあると思うんですよね。道の事業ではないんですよ、厚岸町の中の仕事だと思ってるんです、私は。捉え方が違っているんじゃないかなと。少なくとも、道がやってくれるからなんていうことには私はならないと思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 委員がおっしゃること、全くそのとおりでございます。私どもとしましては、厚岸町の事業としまして、北海道で実施主体にはなっていないでございますけれども、計画どおり実施をいただきまして、所期の目的を達するような中で事業を進めていただきたいということは変わりません。今後につきましても、委員おっしゃったような中で、再度、事あるごとに、この事業の推進に当たりましては、釧路総合振興局林務課のほうに要請を行いながら、適切な工事発注が行われるようお願いをしていきたいというふうに考えております。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。
3目造林事業費。

（な し）

●委員長（谷口委員） 4目林業施設費。

（な し）

●委員長（谷口委員） 5目特養林間振興費。

（な し）

●委員長（谷口委員） 3項水産業費、1目水産業総務費。

（な し）

●委員長（谷口委員） 2目水産振興費。
12番、室崎委員。

●室崎委員 水産の振興に大きくかかわる問題ですので、ちょっと、ここでお聞きしますが、これも、これは、ことしの1月29日の北海道新聞の5面に出た記事なんです。それで、そこでは「核最終処分の議論に初会合、自民調査会」というふうに見出しが書かれています。そこでは、自民党資源エネルギー戦略調査会というのが、核のごみの最終処分を議論する小委員会というのを、初会合を開いた。そこに講師として招かれた高橋という、日本大学の教授、火山学の方だそうですが、北海道東部や東北地方の太平洋岸の一部などが地層が安定していて、国内に最終処分場をするにはここが一番いいんだという発表をしたと、こういうのが出ているんです。前に私、議会で、あれは幌延の深部、地層の深いところですね、そのところに、今、そういう最終処分場というのが、あれは実験装置だということになっていますが、それをどこにしようかという議論の議事録が大分たってから表に出たら、厚岸町がいいぞって話が出ておったという議事録が出て、びっくりして、議会でそのことを申し上げて、町長が、とんでもないと、そんなものは厚岸町としては、もちろん、当時、打診があったわけでもないし、それから、そんなことを言ってきたら、即、お断りしますよということを強くおっしゃってくれましたが、どうも私たちの知らないところでは、常に厚岸町が狙われているんでないかという気がしてしょうがありません。もし、こんなものですね、話が出ただけで、風評被害でもって

厚岸町の漁業が大変なことになりますよ。私の知り合いが、去年ですか、学校を卒業して東京の大きなところに入った。それで、自己紹介をやった。私は北海道の田舎の、釧路のまだ向こうの厚岸というところから来ましたと言ったら、「あっけし」って、どういうふうに字書くか知らない人までが、ああ、カキの町ねって言ったそうです。そのぐらい名前が今、通ってるんですね。そういう中で、あそこには今、核の処分場作るんだそうだって言った途端に、カキが核になってしまって、これはもう大変な話になってしまふということがありますので、これは、あえてこういう席でもってお聞きして、町としてどのような態度をとるかということをお聞きしておいていただきたい。いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私も、この新聞見まして、どういうことなのか、私なりに調べさせていただいたところであります。新聞でご指摘されておりますとおり、自民党のエネルギー戦略調査会において、日大の高橋正樹先生、この先生は日本大学文理学部地球システム科学科だそうであります。そういうことで、いろいろお話、内容等もお聞きいたしました。調査をさせていただいたところがございます。ところが、これ、新聞に書かれているとおりでございまして、一番安定しているということは、別に当地域だけではなく、当地域は根釧海岸地域と称しておるわけであります。その他、北上山、それから阿武隈等々、全国的な数多くの安全地帯といいたまうでしょうか、が、A、B、C、Dというランクにして、そして、根釧地域はAと、極めて安定という評価されておるやに受けとめております。ですから、それがすなわち、当地域にですね、以前、幌延関係で質問を受けたことがございます。これも北海道新聞なんです。しかしながら、私も以前、この経緯もよく知っていますので、厚岸町が、名が挙がったということはないのです。ですから、今回の根釧地域海岸が安全だというのは、学者として提案しただけの話であって、これがすなわち、今後の厚岸町ですね、今心配されているような問題についてつながっていくというものではないと、私はそのように信じておりますが、しかしながら、注視していかなければならないと考えておりますので、これは、一学者が発表したという点でご理解いただければと思っております。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 よくわかりました。今、町長さんおっしゃってくれたように、この段階は一学者なんだけども、だからといって、全く安心してもいられないなという気はします。常にそういう動きがあって、特に核のごみっていうのは、座敷は作ったが、トイレは作ってないという批判を受けて、何とか作りたいたいわけですから、そういうときに、そんないいところだったらと、ある日突然言うてくる可能性が全くないとは言えないわけですから、これはやはり神経を研ぎ澄まして、そんなものがここに来ないようによろしく願いしたいということは申し上げておきます。

- 委員長（谷口委員） 町長。

- 町長（若狭町長） 先ほども答弁いたしましたけれども、そういう現実の問題が私はないと信じておりますが、注視しながら、そういうことのないように考えてまいりたいと思います。

- 委員長（谷口委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

- 委員長（谷口委員） 進めてまいります。
3目漁港管理費。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 5目養殖事業費。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 6目水産施設費。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 6款商工費、1項商工費、1目商工総務費。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 2目商工振興費。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 3目食文化振興費。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 4目観光振興費。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 5目観光施設費。

(なし)

- 委員長（谷口委員） 7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費。

(なし)

- 委員長（谷口委員） 2目土木車両管理費。

(なし)

- 委員長（谷口委員） 3目土木用地費。

(なし)

- 委員長（谷口委員） 4目地籍調査費。

(なし)

- 委員長（谷口委員） 2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。
12番、室崎委員。

- 室崎委員 次ページになりますけれども、橋梁長寿命化修繕事業というのがここに上がっているんですが、この事業の内容について教えてください。

- 委員長（谷口委員） 建設課長。

- 建設課長（高谷課長） お答えいたします。

橋梁長寿命化修繕事業でございますが、今年度、橋梁の長寿命化計画を策定いたしまして、昨年度、厚岸町の46の橋を点検をさせていただいて、今年度、計画策定事業をさせていただいております。それで、ここにあります修繕事業でございますが、これは繰り越し事業でございます、実際の工事は26年度に行うわけでございますが、ここで、委託料、それから工事請負費ということで計上させていただいておりますが、端的に言えば、厚岸駅構内の人道跨線橋を最優先に長寿命化修繕をしようということでございまして、その設計の委託料が1,300万円、それから、この事業化に伴いまして、事業上、少しでも工事をやらなければ事業化認定できませんので、その実施設計に相当時間がかかるということで、この橋梁の工事費、100万円ですけれども、計上させていただいております。これは、JRの架線敷地でございますので、今回の工事の100万円は、JRの敷地外の人道跨線橋の部分のさびどめだとか、そういった補修を今、100万円程度考えております。この設計の内容ですけれども、あくまでも長寿命化ということなんですが、性格

的には、耐震化も含めて、この設計の中で考えていきたいということでございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

- 室崎委員 厚岸駅の脇の跨線橋ですよ。実は、これは私たちの自治会の役員会や総会のときに必ず出る話だったんです。震度4でも大丈夫だろうか、5になっても大丈夫だろうか、7なんてことになったらまずもたないだろうねっていうような話を、皆さんおっしゃるんですよ。そして、今、JRは、びいっと、万里の長城のようなフェンスを回して、それこそ高跳びでオリンピックにでも出るような人でない限りは、いざというとき、そこを越えて逃げられないんですよ、高いところへ。あの跨線橋を通るより、少なくとも私どもの自治会は、今、委員長役やっている谷口さんの自治会も同じだと思うけども、逃げる場所ないんですよ。それで、それが、いざというとき、ぐしゃっとなったら、どうすればいいんだろうという、実は話が随分ありました。それがやっとなら、耐震化を図って、きちんとしていただくということは、これはもう地域住民にとっては大変朗報です。

それで、この事業が、今年は、はっきり言って、設計委託、設計段階で26年度は終わるということですよ。大きな揺れが来ても大丈夫ですよと胸張って言えるようになるのは、要するに、工事が全部終わるのはいつごろなのでしょう。それから、今の段階で大きな地震が来たときは、どの程度の地震までは大丈夫だと考えておけばいいのでしょうか。

●委員長（谷口委員） 建設課長。

- 建設課長（高谷課長） この事業のですね、今回は人道跨線橋に限ってですけども、どの程度の改修工事期間がかかるのかというご質問でございますが、新年度、それから27年、28年で何とか完了させたいというふうに考えております。先日、この件に関しまして、JRの北海道本部のほうに打ち合わせに行ってまいりまして、あくまでも、先ほど言いましたように、JR敷地内は町が実際には施工できないというんですか、事業費は町が持つんですけれども、JRに委託して工事をしていただくという内容になりますので、その辺の確認、それから、打ち合わせのために、先日、うちの職員が行ってまいりました。その件につきましては、了承していただきまして、最善、その計画に従ってJRのほうも対応を考えていきたいという内容でした。

先ほど、震度何ぼに今、もつんだと言われましたけれども、相当年、今まで数多くの地震を体験してまいりまして、6弱なり、そういった地震は来ていますけれども、その地震地震によって、どこで揺れる、ガルというんですか、物が違いますので、一概に、震度4だから絶対大丈夫、震度7ならだめだとかっていうことは申し上げるデータは、うちも今のところ持っておりません。確かに耐震設計をされていないので、数多く今まで経験している地震に対しては安全性は確認できないだろうということでございます。皆さんお考えのように、相当古くからある跨線橋ですので、大地震が来たらもたないのではないかと、私どももそういうふうに一般的には考えております。どういった方法かという、橋脚の補強だとか、それから落橋防止、桁が落ちないように、防止するワイヤで

耐震化を図るという内容で耐震改修をさせていただきますので、何とかそれまで大地震が来ないように私どもも祈っております。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。
2目道路新設改良費。

（な し）

●委員長（谷口委員） 3目除雪対策費。
9番、南谷委員。

●南谷委員 7款2項3目除雪対策費。補正額がゼロ、国からの財源がマイナスの414万7,000円、一財が逆に414万7,000円の計上と、この背景というのですか、国がなぜマイナスになったのか、説明を求めます。

●委員長（谷口委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 除雪対策の国の予算でございますが、社会資本整備交付金の中に除雪対策費というものも含まさっております、全体的に厚岸町の枠っていうのが補正等で組まれるわけです。確定した内容で、結局は、厚岸町、いろんな補助事業、土木工事でいっても補助事業やっておりますけれども、その増減によりまして、そちらで少しでも上乗せしたかったら、そちらに食われると、簡単に言えば。今回は、たまたま調整の範囲の中で町道の除雪の交付金とすれば減になっているということで、厚岸町が全体的に社会資本整備交付金をいただいている額は変わりはありません。

それと、ここで今、もう一つ、補正の話ということでよろしいのでしょうか。

●委員長（谷口委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 そうしますと、社会資本整備の財源は変わらないけれども、他の事業を合わせて、その除雪対策費をある程度少な目に見たという、実際に降らなかったのですね、それらの関係上、ここで、あと414万7,000円を、今回、その一財からの振り出しをすることで、総体で1億1,800万円ですか、当初の予算でということで計上されているん

ですけれども、今年度の事業の推移っていうんですか、それから、残り、今日も降ったんですけれども、実際の動きについてお尋ねをいたします、見通しも。

●委員長（谷口委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

さきの12月の定例会でも補正をさせていただきまして、当初予算1,100万円から、12月の補正では除雪の委託料8,200万円、全体的には、除雪の委託料とすれば9,660万2,000円、今現在、予算化されております。12月につきましては全くゼロでございました、委託に関しまして。1月も幸い、1月の26日に1回降雪がありまして、680万円ほど、そこで支出しております。この状態でずっといけばいいなというふうに期待していたんですが、2月の10日、それから2月の16日、2回にわたりまして降雪がございました。一日一日、1回の雪で、一回限りというか、一日限りで済まされれば一番よかったんですけども、2月の16日の降雪に関しましては、山間部、それから尾幌地域、上尾幌も含めて、地吹雪が発生しまして、実際には2月の20日まで、委託業者には除雪をしていただきました。2月につきましては、残念ながらといいますか、約4,900万円の支出がございます。残り、3月に入って、あと一月ということがございますが、2月までで委託の残高が1,900万円台ということで、残り3月1カ月で1,900万円何とかもたないかと、きのうまで期待をしていたんですけれども、夜中、きょうの3時、4時までにかけて、これだけの、9センチの雪がございました。その委託費については、今、精査中でございますが、大体、1回について800万円から1,000万円ぐらい除雪がかかっているわけです。そうしますと、1,900万円残りですから、そこから900万円ほど差し引いても、あと1,000万円しかないという状況でございます。あとは、天気の話なので、いつ降ります、これだけかかりますという話は当然わからないわけなんですけど、あと、かなりの大型低気圧が来た場合には、これから春先になってくるので、雪解けも早いから、先日のような3,000万円、4000万円かからないだろうけども、最低2,500万円ぐらいかかるのかなと、中型来たら1,500万円かかるのかなということで、今、先週からどのぐらい、これから先かかるのかということを試算しております。これにつきましては、今議会の会期中にその辺の状況を踏まえて、補正がなければ、補正を提案しなくても済むようであればそれでいいんですけれども、その辺も考えながら、ここ一日、二日で検討させていただきたいという内容でございます。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（谷口委員） 6番、堀委員。

●堀委員 私もここで聞きたいんですけれども、私は、予算計上ということでちょっと聞きたいんですけれども、除雪というのは、当然、除雪対策費の中で一番大きな除雪委託

料というところが大きいんですけれども、この除雪の委託の内容を見ると、道路の除雪と、あと、そして道路の排雪というふうに、主に二つに分かれると思うんですよね。それで、雪がたくさん降るときは、当然、除雪がいっぱい出ますから、そうすると、今度は排雪に回らなくなって、排雪のほうがおろそかになっているんですね、いつまでも道路内に雪があるような状態。だから、ことしとかの場合だと、ずっと雪が降らなくて、一遍にどんと降ったから、除雪費の中で排雪というものも十分に賄うことができ、町民としては、ことしのように、すぐに排雪を十二分にやっていただければ、それは大変ありがたいんですけれども、ただ、やはりそういうときばかりじゃない、雪が多くて排雪もままならない、予算がなくてですね、排雪もままならないときというのも当然あると思うんですよ。といったときに、この今の予算計上の仕方では、除雪費用も排雪費用も一つになってしまっていると。であれば、除雪費用が多かったとき、排雪のほうに回らない。逆に、除雪費用が少ないから排雪のほうを多くやるとか、というと、基準とかが曖昧になって運用されがちになってしまうんじゃないのかなというふうに思うんですよね。この予算要求の中では、除雪費用と排雪費用というふうに分けて予算計上をし、それぞれ別な基準で運用をしながら、どうしても必要なときはそちらから事業間で流用をするというような、そういう運用をされたほうがいいんじゃないのかなというふうに私は思うんですけれども、どうでしょうか。

●委員長（谷口委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 除雪対策費の運用というんですか、委託費、除雪のみの、それから排雪のお話ということでございますが、実は除雪対策費の中で、いわゆる除雪の委託料と、それから機械借り上げ料という、別に項目がございまして、そこで各業者からのダンプの借り上げ料を見ております。実際には除雪業者とですね、それから実際には除雪業者は除雪だけしか能力のないというのですか、機械を持っていない業者もおります、それからダンプを持っている業者もございます。実際に、排雪のためには、ダンプの借り上げ料として、排雪の場合はその予算で見えております。先ほど、9番委員さんのご質問の中ではちょっとお話ししなかったんですが、この機械借り上げのほうも、排雪が、今回、数多くやりましたので、予算200万円のうち、430万円ほど、もう支出しております。委員おっしゃいますように、除雪、それから排雪の経費を分けておけばいいんじゃないかということでございますが、一応は、こういった中で機械借り上げの排雪ということで項目を分けておりますので、データの的にはそこを見て補正するなり流用するなりという考えで除雪対策費の中身を考えておりますので、そういう内容でご理解いただきたいというふうに思います。

●委員長（谷口委員） 6番、堀委員。

●堀委員 それはわかるんですよ。この現状の中でも、車借り上げという中では、業者の、主にトラックですよね。ただ、除雪機械として使われているブルドーザーとか、そういうものだって排雪のときには使われるわけですから、そういった中で、運用がまちまち

になってしまう。何でことしは排雪がいいの、何でことしは全然排雪来てくれないのと、そういう話に当然なるんですよ。こういうふうに、すぐにやってくれた年の印象というのは、大変町民は多く、強く持つんですけれども、これが逆にネックになって、全然排雪してくれないんだよなっていうのが、後々、町民からの痛い声として上がってくるわけなんですよね。そういうものを考えたときに、それを、きちんと運用しているんだよ、それを予算的にはこうやって除雪費用がこうですよ、排雪費用がこうなんですよと、排雪がたくさんかかってしまいましたというのであれば、排雪に対してやっぱり補正予算を組む、除雪にかかってしまいましたというならば、排雪は何回分は確保しているけれども、それ以外の除雪としてかかるからということで計上をするようにしたほうが、より見えやすく、私たちも町民のほうに、除雪費用は何回分でこのくらいなんだよ、排雪というのは、大体、1年間のうちに、大きなときはすぐやるけども、そうでないときでも1回くらいか2回くらい、やってもらうくらいの予算はあるんだよくらいは説明はできるんですけれども、どうもこれだけだと、何か、降らないからいっぱい排雪しているんだろうと、どんどんどんどん機械が入ってきて、どんどんどんどん細かいところとかもどんどんどんどん排雪してくれるだろうと。一方では、降ったときにはというふうに、やはり思ってしまうんで、こちら辺はやはり分ける予算計上を検討してもらいたいなど、再度にはなるんで、それに対してあれなんですけれども、そういうほうがいいんじゃないのかなと私は思ったもんですから質問させていただきました。何かあれば。

●委員長（谷口委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 先ほどから申しているように、機械借り上げということで、排雪は排雪としてダンプの借り上げ分を見ております。年々で、状況、雪の降り方、いろいろな状況がありまして、ことしの場合は1回にどんと来まして、次来る前に何とか排雪をしなければ、次来た雪に対して対応できないだろうということで、排雪をさせていただきました。雪が多ければ排雪も増えますし、雪が少なければ排雪が少なくなるという比例関係にあるものですから、それは委員おっしゃられるように、排雪は排雪、除雪は除雪という意見もわからないわけではないですけれども、この除雪委託料の中で、除雪対策の中で機械の借り上げ、ダンプの借り上げ等々をきちんと分けてますので、その中で除雪を進めていきたいと。要するに、除雪体制がいかにスムーズに町民の安全な道路確保のためにやれるかということが問題ですので、そこに重点を置きながら運営していきたいと考えております。

●委員長（谷口委員） 6番、堀委員。

●堀委員 それについては、わかりました。実際、ことしの排雪の中でちょっとお聞きしたいんですけれども、ことしの2月16日、大変、吹きだまりのあったのが2月16日のほうですよ、たしか。それで、大変除雪費用がそのときにたくさんかかったと思うんですけれども、その次の日から早速メイン通りとかは排雪というものをどんどんどんどんやっていって来て、大変助かったんですけれども、ただ、それも時間的にちょっと遅

いとかってというような、いろいろな話もあったかもしれないんですけども、私がまず気になったのが、実際、私、湖南地区のほうに住んでいますから、湖南地区、ざらっと回ってみた段階、そういうときに、その後、今度、湖北地区のほうに来て、ざらっと見た関係で思ったんですけども、早速、真栄1条通りは早く排雪をですね、あれは次の日ですね、排雪を進めておいてもらえて、早いなと思ったんですよ。ただですね、私、住んでる湖南地区のほうのメインともなる松葉町通りのほう、一向に、二、三日たっても排雪がされないというようなふうに思ったんですけども、それを、私の友人のほうから、何で本町側って遅いんだよってというふうに言われたんですけども、たくさんあるから順番にはやるんだよという、私も言うんですけども、やはりそのメイン通り、どちらも商店街通りです、例えば、商店街ですから車をとめて、その横で買い物をするとかといった場合においても、やはりあれだけの雪が道路、路側帯に雪があれば、当然、車がとめられなくて、買い物にも支障が出るような状況だというようなことで、真栄通りのほうは早くやってくれたんだなというふうには思うんですけども、松葉町通りのほうは一向に進まないというような中で、いろいろと声を聞くのですよね。そこら辺の地域バランスというものをしっかりと考えた中で、排雪というものを少し考えていただけないものなのかなと。どこもかしこもやれとは言いません。それは当然、限度があると思うんですけども、ただ、やはり、例えば消防車両とか救急車両とかも通るためのメインの目抜き通りとか、そのくらいは、やはり排雪というものをできるだけ早くやるということを心がけていただきたいなというふうに思うんですよ。

そのことを、実際に原課のほうでちょっと聞いたことがあるんですけども、そのときに言われたのが、実は、排雪をするには迂回路、車の車両を迂回してもらわなければならないんだと、したがって、その迂回路のほうをですね、迂回路が確保できないと排雪はできないんだと。なるほどなと思うんですけども、ただ、松葉通りの迂回路となると若竹通りとかとなるんですけども、迂回路を確保するために、迂回路のほうをまず先に排雪をするんだというようなことなんです。これだと、どうも本末転倒というようなことにもなりかねないんじゃないのかなというふうに思うんですよ。やはりそうじゃなくて、その後すぐに、その日のうちにでもやるんだったらいいですよ。そうじゃなくて、迂回路側のほうに、排雪に何日間かかかった後にといふのであれば、これはやはり本末転倒と言わざるを得ないので、やはりそこら辺の排雪の順位、順序というものはしっかり考えてやっていただきたいなと思うんですけども、どうでしょうか。

●委員長（谷口委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

湖北地区だ、湖南地区だということで、優劣をつけてやっていることではございません。湖南に関しましても、初日目、二日目ですか、委託業者に頼んで排雪をしている松葉町通りもごさいます。全体ではございませんけれども、そういった中で、できる限り、幹線をあけると、商店街の通りをあけるといふことは、質問者、言われるとおりでございます。今後につきましても、皆さんの誤解のないように、そういったこともきちんと順番を考えながらやってはございますけれども、さらに誤解を生まないように、除雪、

排雪をやっていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 3項河川費、1目河川総務費。

（な し）

●委員長（谷口委員） 4項都市計画費、1目都市計画総務費。

（な し）

●委員長（谷口委員） 3目下水道費。

（な し）

●委員長（谷口委員） 5項公園費、1目公園管理費。

（な し）

●委員長（谷口委員） 6項住宅費、1目建築総務費。

（な し）

●委員長（谷口委員） 2目住宅管理費。

（な し）

●委員長（谷口委員） 3目住宅建設費。

6番、堀委員。

●堀委員 参考資料で、図面を、今朝出していただいたんですよね。議案第12号の説明資料ということで、今朝、私の前に上っていたんですけれども、ちょっと見させてもらって、気になったのが1点だけあるんですよ。というのは、説明資料の配置図見て思ったんですけれども、本体の建物から約13メートル離れて歩道、道路というふうになっている、車も置かさって、なおかつ、その上で、通路もあって、それに、さらに歩道まで五、六メートルくらいの距離があるんですけれども、このような設計をされる、用地的には十分あるからいいんでしょうけども、ただ、前側にこういう空間があるとですね、例え

ば、先ほど言った、除雪をですね、より多く雪をかかなければならないと。13メートルも実際に道路の、松葉町通りなら松葉町通りの道路の幅全部ですよ。歩道まで出るにもですね。余りにも距離があると。今、想定している人方についても、そんな若い人ではなく、また、機械だってあるわけじゃないでしょうから、当然、人力での除雪とかも考えたときには、できるだけ、これを道路側のほうに、前に出すようにして、除雪面積を少なくしてあげるとというのが配慮じゃないのかなというふうに思うんですけども、どうなんでしょうか。

●委員長（谷口委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 除雪に関しては、それが配慮かというご意見もございます。ただ、一般的に、車の駐車位置を含めまして、なるべく玄関ポーチに近いほうがありがたいというご意見も当然ございます。それから、ここには、図面的には詳しくは載っていませんけれども、委員もご存じのように、公営住宅の建設基準というのがございまして、緑地、この敷地面積に関してどのぐらいの割合をとりなさいということもございまして、なるべくそういった配慮も、この配置図の中では考えてございます。

先ほど言いましたように、除雪に関しましては、たまたまこの敷地、前回建てた松葉の旧郵便局の近くですから、あそこも町なか団地ということで建てましたけれども、敷地条件とすれば、これよりもかなりきつい条件でございました。車をとめている位置、イコール、すぐ歩道と車道に出れたということなんですけど、今回の場合は、なるべくこの敷地の中で、1棟4戸ですけども、なるべく、車の配置も含めて、配置上、玄関に近い位置ということを優先させていただきましたので、こういった配置になってございます。

●委員長（谷口委員） 6番、堀委員。

●堀委員 実際に除雪するほう、本当に大変だと思うんですよ。緑地が必要だというのなら、それは後ろ側でもいいわけなんですけど。敷地全体での緑地面積なんですけど。何も前側にわざわざ遊空間を設けなければならないなんていうものじゃないんですよ。後ろ側にあつて、例えばそれを家庭菜園とかに使うような場所として開放するとかというように、そういうようなやり方だって当然できると思うんですよ。何もわざわざ前側にですね、道路1車線分を、わざわざ置く必要なんてどこにもないと思うんですよ。本当に大変だと思いますよ、実際に住んでみて、車が出るまでに、車1台分を除雪をして、なおかつ歩道、車道を除雪した雪とかまでも全て取り除く、歩道も取り除くわけですから、かなりの距離になると思うんですけども、それを町営住宅に住んでいる比較的高齢な方々がやるというのは大変だと思うんですよ。これは何とか見直すことはできないんでしょうか。先ほど言ったとおりに、緑地関係とかは本当に背後でも十分可能なんですけど、そのくらいであれば、その前の通路とこの通路よりも歩道側のところを削るなりぐらいでいいとは思いますが、設計的にはそんなに大差なくできるんじゃないのかなというふうに私だったら思ってしまう、単純にですね、思ってしまうんですけども、

そのような配慮というのはいかなるのか。これが誰か、除雪業者が常に除雪してくれるんだらいいんですよ。住む人方が車を持っているかどうかというものだって当然わからない、車がない場合だってあるわけですから、その場合であれば、当然、雪だけになってしまうとかとなるんですけれども、それにしても、これだけの1車線分以上の距離があるというのは、ちょっと長過ぎる。実生活で、例えば、私たちが家を建てる場合にしても、そんなにメインの道路に対して距離をとるなんてことは、よほど商売でもやるような、駐車場でも構えるようなものじゃない限り、そういう作りはしないと思っていますけれども。何とか見直すということはできないのでしょうか。

●委員長（谷口委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 委員おっしゃられることも、一部、一端としてはわかります。除雪のことを限れば、そういったご意見も当然あるかと思えます。ただ、住環境としましては、幹線道路、あくまでもこの松葉町通りにすぐ近接するよりは、敷地が許す限りは住戸部分というのは、やはり道路から離して設けるというのが基本的な、いわゆる考え方でございますので、この配置計画でやらせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（谷口委員） 進めてまいります。

9番、南谷委員。

●南谷委員 私もここで尋ねさせていただきます。私も初めてこの図面を見せていただいたんですけれども、松葉町通り、旧郵便局の前にある公住の実態を見て、町の方は、せっかく住宅を作るんだから、もう少し有効にという声があります。今回もこの規模で4棟ということなんですけれども、例えば、下のほうにはお年寄りとか、体がなかなか歩くのも大変な方々でもいいんですけれども、若い人だって町なかのほうに住めるほうがいいだろうと、せっかく町として町の活性化を考えたときには、2階建てなり、もう少し有効活用ができないのかと、1戸当たりにコストかかり過ぎではないかと、かような意見が、声があります。それで、今回これを立案するに当たって、その辺については検討されたのでしょうか、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） ご質問にお答えします。

今回のこの事業も、前回同様、有明団地の建てかえ事業でございまして、基本的には有明の方の移転ということで考えております。ですから、今、委員おっしゃいましたよ

うに、2階に若者を住ますだとかっていう事業ではございません、端的に言いまして。

それと、コストの問題も含めまして、一定程度、いろいろな公営住宅基準、町では町営住宅と言いますけれども、基準で技術基準がございまして、省エネだ、防音だ、バリアフリーだということで、いろいろな基準が定まっております。ある一定程度のハードルがあって、そこにもコストがかかってくるわけでございます。有明団地の建てかえということで、2階建ても考えたらどうだ、3階建ても考えたらどうだと、その分早く進むだろうということも考えました、実は。ただ、あくまでも最近の建築物は、主に木造で何とか建てたいなという思いでいます。木造の利点というのが、かなり今、見直されておりまして、それについて木造化を図るべきでないかということは、国もそういうふうに奨励しています。木造化した場合に、どうしてもこの構造上、2階建てにすると、やっぱり階下、階上の音が気になってまいります。いろいろな防音対策はありますけれども、あくまでもやはり木造なものですから、鉄筋コンクリートだとかいろいろな状況からいくと、防音対策がなかなか完璧にはいかないという問題もありまして、いろいろな町村の実例を見ますと、やはり木造で2階やった場合には、そういった苦情が多くて大変だと、それを解消するためには相当なコストがかかるということがございまして、やはりこれも平屋でいくしかないだろうということで、今回、1棟4戸という形で配置をさせていただきました。いわゆる若者だとか、いろいろな、そういった方を住まわすためには、厚岸町の住宅施策をどうしたらいいのかなということも踏まえまして、今、住生活基本計画等々で話し合い、それから、今後の目標も、今、皆さんと委員の中で考えておりますので、それがまとまりましたら議員の皆様にも内容の説明等々をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●委員長（谷口委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 説明はよくわかるんです。ですけど、非常に民間とギャップがあるんですね。民間のアパートは、一棟に上下で8軒ぐらい入っているのも現実です。そういう制度資金を使うことによる制約というのわかるんですけども、やはり土地の購入含めて、町なかに有効利用ということ考えると、住民、住んでいる人にとすると、ギャップがあり過ぎるのではないかと、この辺も、やはり今後の活性化事業に対しての考え方というものもいろいろ制約あるかもしれません、ですけども、厚岸町は厚岸町で、やはり町なかに住民が、公住が、将来的に作るのであれば、木造を使って、よりこういう施設を有効に使えるような、制度だからだめですよばかりではなくて、そこはやっぱり優秀な町の職員の皆さんですから、知恵を絞っていろいろ、その制約をクリアできるように、これから考えていくべきでは私はないのかなと。従来どおりの、町なかに点々と4棟も5棟も、4カ所も5カ所もではなくて、地形上こういうふうになっているからやむを得ないのかもしれませんが、ある程度、町なかに集約というものを考えた中で、町なかの活性化というものをやっぱり長期スタンスで考えていただければなど、かように思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

今、委員おっしゃることも当然かと思えます。私どもも町営住宅を管理する立場でもありまして、管理する上でも、やはり集合化、集約化のほうが望ましいのはもちろんでございませう。そういった意見も当然、我々も考えていかなきゃならないこととございませうし、今後ともそういった視点も含めて考えていきますので、よろしくお願ひいたします。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 今、聞いたんですが、松葉のこの場所に、町なかですから町なかに集めるということらしいんですけども、これ、防災というか、津波なんかの、何かここだったら津波が来そうな感じもするんですけども、そういうことは、この松葉町の人たちといろいろな話し合いをして、ここというふうに決まったんですか、この公営住宅決めるときに。

●委員長（谷口委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

松葉町の方と意見を決めてということではなくて、今、その見直しも含めて住生活基本計画、長寿命化計画の策定を今も、今週も金曜日にその委員会を立ち上げてやっているんですが、町なかにコンパクトな町を作ろうということとずっと進んできております。話は住宅政策でなくて、町づくりという大きな意味で考えたときに、今までは、拡大する、どんどんどんどん郊外に拡大する政策ということで、都市計画マスタープラン、今年からやらせていただくということで予算計上をしていますけれども、拡大する町づくりということで今まではやってきました。ところが、人口減少も含めて、超高齢化社会になって、町なかにコンパクトに、生活空間、公共施設も考えていきたいと思いますという時代に入ってきました。ということで、町なか町営住宅の推進ということで進めてまいりました。それで、3年前の3月11日の大地震、それから大津波の影響で、当町にも、市街地にも津波がやってまいりました。その議論は、等々、たくさんあるかと思えます。津波浸水地域に、これからこういうものを建てていいのか、それから、公共施設も含めてどうなのかという議論は当然していかなければならない問題ですし、解決していかなきゃなりませんけれども、前回も、2年前ですか、松葉の先ほど言った梅香のほうに、梅香の近くのほうに、町なかにありましたけれども、あの時点では、もう図面が固まって、やるという、もう段階に入っていましたので、津波の状況を全部調べましたら、床上には行かない、床下浸水の高さでおさまっていました。今回の部分については、向かいに

理容室があるんですが、そこの証言も受けまして、どこの高さまで津波が来たかということ調べまして、その津波の高さよりも50センチ床上、床の上のレベルがですね、高さが50センチ高くなったところで設定させていただきました。そのために、敷地もかなり町道の松葉通りよりも高くセッティングさせていただきました。津波が来るところだから町営住宅を建てないほうがいい、そこに建てたほうがいいという問題は、町の形成の根幹をなす話にも当然なっていこうかと思われま。当然、津波が来ない太田地区だとか、そういうところに市街地ができていけばいいんでしょうけれども、今回の町なか住宅の基本目標としましては、高齢者等々が町の中に住んでいただいて、商店街だとか公共施設その他、そういったところに、近くに居住すべきであろうという視点のもとに町なか町営住宅の整備を今進めております。その問題と、今後というのですか、3年前からそういった大津波の問題も含めまして、これから町づくりをどうやっていこうかという問題と、今、そうだから急にこの事業ができないということでは、住宅施策とすると少し、かなり遅れがとりますので、この今の状況の中では、コンパクトなシティ、町なか居住ということを推進するというので、この敷地に建てさせていただくという内容でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

8番、竹田委員。

●竹田委員 建設費が8,040万円ということなんですけれども、この住宅本体に実際かかる金額、プラス敷地にかかる外構費というのがあると思うんですけども、それらについての詳しい部分というのは何もないので、おおよそでお話しするしかないと思うんですけども、ざっくりでよろしいんですけども、外構工事の部分については幾らで、住宅本体部分について幾らなのかということくらいは教えていただかないと、この住宅建設費一式で8,000万円だっているふうになると、一般的には、じゃあ、坪単価で幾らなんだといったら、すごい高い金額になってしまうと。そういうその理解ができる説明が欲しいなどは思うんですけども、補正なので余りくどくどと言いませんけれども、今、石澤委員が言われたことに対して、今のGLよりも、既存のGLよりも50センチ高くするとすると、境界から1.5メートルと、北側のほうからの2.102という書いてる部分については、当然、50センチ上げることによって、これ、土どめか何かしないと、盛り土っていうのができなくなってしまうよ。そういう部分も、すごいお金がかかってしまうということになりますよ。当然、その盛り土になるとすると、新しい、今まで用いなかった土どめとかも出てくるとすると、結局そのお金がかかってくると。要するに、1戸当たりに加算する住宅建設費が非常に高くなっていくというふうになっていくと思うんですけども、現実的に、この4戸を建てるのに8,000万円という総工事費ですよ。このほかに、この8,000万円は、資料がないので予想でしか話できませんけれども、これ、設計料がほかに

もかかってくるんだろうと思うし、この設計料も入っているのか入っていないのか、そういう部分もちょっと全く不透明でわからないんですけれども。ちょっとその辺の説明よろしくをお願いします。

●委員長（谷口委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 一番最後の設計料が入っているかどうかというご質問でございますが、設計については、25年度の予算の中で、もう執行中でございます。この事業費の中には、設計料は入っておりません。

それから、外構と、それから本体の工事の大体の概算額ということでございますが、先ほど委員がおっしゃいましたように、お見込みのとおり、当然、GLが上がるものですから、当然、裏側、横側に擁壁を回して、その分グラウンドラインを上げるということになります。それからいきますと、やはり外構に500万円ぐらいはかかるだろうと、舗装もしますので。それから、緑地という張芝も当然入ってきますので、外構に500万円程度はかかるだろうと。残りが7,500万円ぐらいということでございます。

実は、委員、そういうご職業なされているので、自分が建てたらこのぐらいでやれるんじゃないかと、民間ベースではこのぐらいだろうと、十分ご存じでございますけれども、平成25年度に、我々、設計の基本となる、この議論は相当前からこの議会の場でもあろうかと思うんですが、25年度、17%の人件費が上がりました。さらに、ことしの1月、2月から、全職種平均で7.5%、労務費が上がりました。それから、4月についてはまだ発表されておられません。そういったことも勘案しながら、今回の町営住宅の建設費につきましては、それから資材の高騰、当然、委員もそういったことで、東北に職人さんが集まっている、資材が全然足りない、今頼んでも外壁材が全然間に合わない、どんどん資材が高騰しているという状況は確認されていると思うんですが、今契約しても、本来に来年度この値段で完成できるだろうかという、いろんな民間の方々のそういった声も聞いております。そういった意味で、先ほどの労務費の単価アップ、それから、ことしの単価アップ、それから、4月にまた想定されるだろう単価のアップも、それはあくまでも想定ですけれども、そういったことを考えて、今回、民間ベースという捉え方ではちょっと高いというご指摘でございますが、こういった事業費を計上させていただいているという内容でございます。

●委員長（谷口委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 実際、そうすると、7,500万円を87.6坪総工事費の坪数で割ればいいんですよ。単価的にどのぐらいになりますか、そうしたら。

●委員長（谷口委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 計算上は、坪単価85万円という数字が出てきます、そのとおりでございます。

●委員長（谷口委員） 竹田委員。

●竹田委員 似たようなケースが全国にあるのかどうなのか、似たようなケースが全道にあるのかどうなのかはわかりません。ただ、その公住を作るということに当たって、例えば、日本全国のこういったケースがあれば、全道の公住の平均額というのは、坪単価はどのようになっているのでしょうか。

●委員長（谷口委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 私ども、昔からというんですか、宮園公営住宅も含めて建設してまいりました。北海道からは、戸当たり単価というものがございまして、努力義務ということで、戸当たり2,000万円、鉄筋コンクリートも含めてですけれども、宮園公住あたり、平成12年、13年がラストでございましたけれども、その当時に、戸当たり2,000万円で何とか抑えられないかということで北海道から指導を受けていました。25戸、20戸建てて、4億円、5億円という建設費でございました。それから申しまして、今回の場合は、戸当たりになれば4戸で8,000万円でございますが、2,000万円という数字は切っていますけれども、当然、木造ということも踏まえ、て実際にはもう少し安くできればなどというふうには感じていましたけれども、先ほど言ったように、これだけの人件費が高騰になっている、資材も、物が、生産が間に合わない、それから入らないという事情がございまして、実際にこの金額で不調不落、厚岸町はたまたま、ことしも、不落ということにはなかったんですけれども、ほかの、釧路も含めて、全道的、全国的に不調不落となっております。そういった状況からすると、やはりこれ相当の金額、事業費を持たないとならないのかなという思いでもございます。

●委員長（谷口委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 梅香寄りのこの松葉公住を先にやられていましたけれども、そのときの状況というのはどのくらいになったのでしょうか。

●委員長（谷口委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 詳しい資料、今ちょっと持っていないんですが、請負金額で戸当たり1,500万円ちょっとだった、1,500万円。ですから、4戸で6,000万円少して請け負って建設されています。

●委員長（谷口委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 6,000万円と比べると、7,500万円で、総体工事で1,500万円ほど上がっているということになると、それを87.64坪で割れば、坪単価当たり、どのくらい上がっちゃっ

たのか、あとは、上がりのそのパーセンテージっていうのはどのくらいのパーセンテージなのか。人件費のアップと、それから材料費の高騰っていうのはわかりますけれども、それがぴったり、じゃあ、さっき言われた7.5%アップと、人件費で15%アップだというその差というのがぴったり出てくるのかどうなのかっていうことなんですよね。その辺どうなんでしょうか。

●委員長（谷口委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 事業費をはじくときに、その辺の基本ベースに、まず、過年度にやられた工事をベースにして、それは、うち、担当課だけでなく、それを、事業費を抑える財政も含めて、そういったデータをもとにして、どのくらいの事業費が必要かということをはじいています。今、ここに資料もございませんし、お示しはできないんですが、当然、その当時の人件費相当、それから昨年度上がった、17%上がりました、ことし、パーセンテージ上がりました、それから諸経費の考え方、共通課税費の考え方、いろいろな変更点が出てまいります。それらを勘案して、さらに、見込みで、来年度はまた、その人件費が少し上がるんじゃないかと、資材もかなり上がるんじゃないかと、そういうことも全て内容に突っ込んで、最終的な事業費相当を決めて、それ以外で何とか上げるように、今、設計をしている最中でございます。まだ、設計は上がってませんけれども、その事業内でおさまるように、今、設計やっていますので、ご理解いただきたいと思えます。

●委員長（谷口委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 私も、税金をかけてこれだけの大きな金額を使ってやるわけですから、全道、全国的な平均でいくと、道単価等の配慮の話だとは思いますが、人件費等について7.5%の平均単価のアップということであれば、厚岸町のこの建設会社がどこをとるか、これから入札なんですけれども、実際、労務単価が、昨年度、前回の部分よりも、本当に実際、労務単価が上がっていただいたのかどうなのか、その辺の調査も含めてやらなきゃいけないと思うんですよ。ほかが上がったから、厚岸町も上がったんだから上げてやるよという話ではないと思うんですよ。ただ、そういうことを理解していただいて上げているということは、不落の事態になるということ回避するといった部分でも大きな進展だし、大きな考え方をしていただいたんだろうというふうに感謝する部分でもあるんです。その部分については何とも言いませんけれども、実際、本当に、厚岸町でやられた業者の部分、実際その単価が本当に上がったのかどうなのかということは、こっち側から提案するのではなく、実態の把握をきちんとやっぴりするべきだと思うんです。そのことを踏まえて、最後の質問にしたいと思えます。

●委員長（谷口委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

今、委員おっしゃったのは当然なことでございます。町が設計単価をどういうことで賃上げといいますか、労務費をアップして、それを計上して積算しています。それが実態上、どうなっているか。そこに問題点が今まで全国的にもあったということでございます。労務者に対してのいわゆる保障ですか、社会保険の加入も含めて、そういう保障をきちんとしなさいよということも含めて、単価アップというのが昨年度されました。それに対して、建設業法なり、建設を取り扱う、発注を預かる者として、それがどう生かされて、技能者の方々にそれがきちんと改善がなっているのかということで、法律も制度も、今、改正中でございます。そういうことで、私どもも発注者として、実際に請け負った業者に対して、そういったものを求めるという制度も今できますので、それで確認して、より、実際に技能者が今足りないという状況でございますので、その人方にきちんと建設費がアップした分の原因として、労務費が上がった分がちゃんと確保されているかと、支払われているかということも提出も求められていく時代になりますので、そういったことで確認させていただきます。

●委員長（谷口委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 それは、業者に資料とした、きちんとした形で提出をしていただくのか、その内容については、この工事を請け負ったときだけ賃金が上がって、その年の賃金は、ほかの工事の部分については賃金が上がってなかったとか、そういうことをきちんと分別できるような資料をもらわないと、それに見合っただけの報告書をもってしても仕方ないと思うんですよ。その辺をきちんとわかるように報告をしてもらわないとならないと思うんですよ。その辺をきちんとしてもらいたいですね。その報告が、我々議員の中にも、こういった部分で報告されていますということをお示し願いたいと思うんですけど、それはお願いしたいです。

●委員長（谷口委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

今、どこまでできるかという問題がございまして、我々の発注したものを、今、各省庁なり、いろんなところで国が考えている部分では、結局は、自分方が発注したものがどれだけ下請さんに対してもどういったふうに流れているのか、それから、見積もりが上がってきたもの、いわゆるそのものが実際にそのものの値段で買われているのかという調査も含めまして調査をします。それが、きちんとした法だとか制度の中で建設の契約として組みますよと。ただ、一方、民間の部分について、それが町であれば適用できるか、そこまで出しなさいと求められるかということは、今、ちょっとこの場ではわかりませんので、厚岸町にはそういった業者はいないという、前向きな業者さんばかりですので、そういった意味で、そういった適正な下請さんの使用だとか、労務者の方の使用だとかも含めてやっていただきたいというのが私どもの思いでございます。

●委員長（谷口委員） 8番、竹田委員。

●竹田委員 あと1回でやめようと思ったんだけど、そうじゃなくて、求めることができるようになったんだけっていうのであれば、求めてきちんとした回答を得てほしいと、それを我々議会にもきちんと上げて、町としてこれだけの対応したんだから、業者もそういう対応してるのかなということもきちんと説明できるようなものを欲しいんだよと、信用してるんだというのは当たり前ですよ、信用してなかったら入札制度にも入れないし、入札も参加できないわけですから、そうじゃなくて、それは数字としてきちんと明らかにしなきゃならない部分ですよ。なぜかっていうと、税金を使って、そういう賃金、それから材料費の高騰を考慮して不落にならないようにっていう措置を講じて今回やるわけですから。だから、そういう部分についてもきちんとした返答がなかったらだめでしょうということさ。だから、それを町民、我々議会にも、きちんとした説明をされるべきものをとらなければいけないんじゃないかと、これは当たり前のことだと思いますよ。だから、そこをきちんとしてほしいということなんです。それをやってほしいと。ちゃんとした説明をしてもらいたいと、工事が終わった後ですよ、工事終わる前にはできませんから、後に、こういう実態があったけれども、こういう制度を取り入れてやったんだけど、結果はこういうふうになってましたということの説明をしていただきたいということをお願いします。

●委員長（谷口委員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 私が先ほど申し上げましたのは、民間工事の部分についてそれを求めることができるかっていうことで、それについては私どもで答える、今、内容でございません。ただ、私どもが発注した工事の中で、それが適正な運営がされているか、そういう単価、業務費用を見込んでいて、それで計上して積算して発注した工事に対してどう使われているかということを確認するということですか、提出を求めることはできますので、それに関しましては、ご説明もできるというふうに考えております。

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 進めてまいります。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費。

（な し）

●委員長（谷口委員） 2目災害対策費。

（な し）

●委員長（谷口委員） 9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費。
堀委員。

●堀委員 先日来の一般質問の中で、私じゃないですけども、教育長のほうから学習学力状況調査の公表についての一般質問に対しての答弁があったんですけども、当然、それは教育委員会として会議に諮られていた内容を教育長がしゃべられたと思うんですけども、その教育委員会、いつの教育委員会でそれを諮られたのかを教えてくださいと思うんですけども。

●委員長（谷口委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 先日お答えした部分については、従前から教育委員会に諮っている内容と変わらないと。その部分については、学テを実施するに当たって、以前から、数値あるいは学校名は公表せずに、公表というか、お知らせするという部分については合意を得ているというふうに考えております。

●委員長（谷口委員） 堀委員。

●堀委員 ですから、私は、いつの教育委員会の中でそういう話がされているのかを教えてくださいというふうに聞いているんですけども。

●委員長（谷口委員） 暫時休憩します。

午後2時40分休憩

午後2時41分再開

●委員長（谷口委員） 再開します。
教育長。

●教育長（富澤教育長） 時間をとらせて申しわけありません。

10月9日、第12回の教育委員会において学テの内容について報告し、その内容等をどうするかについても協議させていただきました。

●委員長（谷口委員） 6番、堀委員。

●堀委員 予算にもなく、また、事前にも通告している問題じゃなくて、時間をとらせてすみません。

それで、そうするとそのときの10月9日の会議というのは、当然、教育委員会会議のほうでのまとめというのはされていると思うので、後で見せてもらうことはできるかな

と思うので、それは後で見せてもらいたいと思うんですけども、そのときの、10月9日の教育委員会のときに、私は先日のその質問に対しての教育長の答えというのは、非常に前向きな答弁だったなというふうに私は捉えたのです。となったときに、その教育委員会委員が5名いる中で、否定的に今回の学習学力状況調査の結果報告や何かをしないほうが良いという否定的な考えを持った意見の方々だって、当然、5人の中ですから、いるのかなと思うんですけども、その方々は何人ほどいたんでしょうか。

●委員長（谷口委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 前向きか否定的かというふうにおっしゃられていますけれども、私自身は、今言ったように、学校名、あるいは数値等については、これはもろもろの事情の中から、公表すべきではないのではないかと、ただ、それぞれの学校の中で、PTA、保護者に対して、このような形で公表していきますということで了解をいただいておりますし、この点については、皆さん、意見が一致しているというふうに考えております。

●委員長（谷口委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうすると、教育長なりが教育委員会会議の中で、やりとりの中で、大体その意見で皆さん同じ考えだったというふうに理解していいと、いやいや、公表なんてもってのほかだ、そういうような人はいなかったというふうに理解してよろしいんでしょうか。

●委員長（谷口委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 公表するというふうにおっしゃられるのの解釈ではないかというふうに思います。私は、その2点については、好ましくない、それ以外は周知することは構わないというふうに判断しております。

●委員長（谷口委員） 6番、堀委員。

●堀委員 全面的に公表したほうが良いという、先進的というか、余りにも先鋭的な意見を持つ委員というのはいたのでしょうか。

●委員長（谷口委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） それが先鋭的かどうかは解釈の違いがあるかと思いますがけれども、私たちの学テに対する考え方は、前に室長が話したとおり、この1点だけをとって学力を評価するみたいなこと自体が望ましいことではないというのが基本的なスタンスです。全体で見るべきであると。ただし、今回の試験についてはこういうふうな傾向が

あると、それはそれとして真摯に受けとめて、学力向上にも力を注いでいきますということを行っていることですから、そのことについてぶれてはいないというふうに思っております。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（谷口委員） 進めてまいります。

2目事務局費。

（なし）

●委員長（谷口委員） 3目教育振興費。

12番、室崎委員。

●室崎委員 大分前に、一度お聞きした記憶があるんですがね、その後お聞きしてなかったの。学校林っていうのがありますね。現在はどういう取り扱いになって、どういう状況なのか。これについて、あのときに、たしか整理をして、いろいろと役立てていきたいというような話で方向性が出たと思うんですが、その後どのようなようになっているのか。なお、現況について、もし、個々の話に時間がかかるのであれば、保留して新年度予算で聞きますので。

●委員長（谷口委員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（佐田課長） 学校林の関係につきましては、厚岸町においては五つの学校での学校林ということで、太田小学校、それから上尾幌中学校、それから太田中学校、高知小中学校と厚岸中学校の5カ所ございます。

それで、25年度の管理状況といいますのは、太田小学校の場合は、風倒木の処理は以前は一度行っている状況でございましたけれども、25年度については確認をしていないという状況にあります。ただし、太田自治会の会長さんともお話をさせていただいたんですが、26年度には自治会のほうとの話を持ちたいなというふうにお話をしているところでございます。

それから、上尾幌の中学校の関係でございまして、これは道の森林管理所との関係がございまして、それで、存続期間が28年の9月までということに、今、契約がなっております、伐採時期をどうしたらいいかということで、先日、道の森林管理所のほうへ出向いていきました。それで、これまでの契約の中では、27年、28年、29年の中で1年ずつ行っていきたいという話の中で進んできておりましたけれども、29年の一年の中で、伐採方向に持っていったほうが効率がいいだろうということで、今、道のほうへその契約の変更の手続きをしているところでございまして、平成29年3月の日にちの中で

変更したいというふうに、今、お話をしているところであります。

それから、太田中学校につきましても、伐採が可能かどうかを含めて、場所がちょっと離れているものですから、その辺については、今後、町のほうとも協議をしていきながら進めていきたいなというふうに思っております。

それから、高知小中学校の関係でございますけれども、あそこは、高知小中学校の池の奥のほうに学校林があるんですけれども、昆虫の採集などで使っているというお話を校長先生からお聞きをしておりますけれども、ここについても、今後の中で、森林環境教育の一環として、現状維持としていくのかどうかも含めて、今後、協議をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

それから、厚岸中学校の関係でございますけれども、これは釧路総合振興局の森林管理所との関係でございますけれども、ここにつきましても、今年の12月の前半だったと思っておりますけれども、一応お話をさせていただきまして、今後の状況、どういうふうに取り進めるかということをお話をしております。それで、一応、総合振興局のほうでは、平成25年、今年度に、どういう状況であるかということ調べております。それで、それをもって、来年度、26年度、27年度の伐採に進んでいくというような状況になってくるのかなというふうに思いますが、これについても、3月、この議会が終わった後に、担当のほうと協議をするということで、今、お話をしている状況でございます。

すみません、先ほど私、ちょっと間違えたんですが、根釧西部森林管理所でございます。道の森林管理所と言いましたけれども、根釧西部森林管理事務所でございます。こちらのほうとも協議をしているという状況でございます。そういった状況になってございます。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 学校林っていうのが、戦後ですね、あれは、それぞれの学校が、学校改築、増築したくても、資材がない、そんな時代に、それぞれに木を育てて、自分の学校の校舎の足しにしようというような意図が非常に表に出てくるような形で、いろんな学校が学校林というものを持っていたんですよね、自分のところの財産としてね。ですから、この場合の学校林というのは、用材をとる森林という意図が、何とか目的が非常に強かったわけでしょう。ですから、学校からは本当にはるか離れた山の中に、この部分が何々学校の学校林だよっていうようなのがあったわけですね。ところが、そういう必要性は今の時代なくなってきたために、その学校林の管理っていうのはそれぞれの学校が行って、学校林管理計画とか何とかいって、それを毎年、その持っている学校の校長は協議委員会に出して、そして、一年間計画どおりやったかどうかということの報告書も出してとかって、いろんな条例か何かで決まっていたんですよ。けども、何年ごろからか知らんけど、全く有名無実になって、そもそも、うちの学校は学校林持っているのかと、そんなものあるんですかというぐらい、有名無実化したような状態のところも出たわけですね。それで、規定だけが立派で、全く眠っているというのはいまから、きちんと整理しようという話が議会でもあったと思う。そのときに、学校林っていうのは、伐採をして幾らのお金にかえるということ相場を見て、高いときに切りま

すとか、そんな話ではなかったんですよね。整理して、町有林に移管してしまう、あるいは道有林に移管してしまうところも出るだろうと、場所によっては。それから、使えるところは、Aという学校単独の学校林として残すかどうかを含めて考えて、今のちょっと答弁の中にも一部出てきたけど、森林環境教育みたいな、ちょうど、何ていうんですか、いろんな生物を、植物や動物のいるような場所で、例えば湿地みたいなものを作ってビオトープなんていってやっていますよね、今ね。そういうようなのと同じような使い方をできないかどうか、これから考えていくというような話で終わってたんですよ。今聞いてると、そういう話よりは、昔からの言い方で言うと、営林署と話をして、そして、いつ伐採して金にかえるか考える検討をしているんだ、何年に切りましょうとか、そういう話ばかりで、今、前に言ったような話が見えてこない。これ、どういうことですか。

それから、上尾幌中学校の学校林はっていうふうに今聞こえたんだけど、私も大分耳が遠くなってきてるから聞き間違いをしたかもしれないけど、上尾幌中学校って、たしか、もう、ないはずなんですね。学校がなくて、学校林だけあるんですか。上尾幌中学校のもし学校林なら、誰が管理するんですか。もう少し、そのあたりをわかりやすく説明してください。

- 委員長（谷口委員） 休憩します。3時休みにします。

それで、答弁、この休憩終わってから。その間に広報委員会ありますから。

それでは、35分再開いたします。

午後3時00分休憩

午後3時36分再開

- 委員長（谷口委員） 再開いたします。

答弁をお願いします。

教育委員会管理課長。

- 教育委員会管理課長（佐田課長） 初めに、先ほど上尾幌中学校という発言をいたしました。誤りでありますので訂正をさせていただきたいというふうに思います。大変申しわけございませんでした。

改めて整理をいたしましたので、答弁をさせていただきたいというふうに思いますが、厚岸町の学校林条例に基づいて学校林が設定されておりまして、その植樹を行った後、伐採時期を迎えた樹木の処分を行った場合には、その収益の8割をその学校の経費に充てる、いわゆる分収林ということですが、あわせて、植樹を通して林業教育の振興を図るものであるというふうに思っております。それで、国有林、道有林を、それぞれ分収林としている学校林については、収益の見込める状況を見きわめた中で、伐採延期の契約をこれまでも行ってきております。その他の学校については、それぞれ伐採の延長をしている状況でございますけれども、五つある学校林の中で、厚岸中学校におい

では、先ほども答弁申し上げましたが、25年度に全木調査を実施しておりまして、26年度、27年度の中で伐採を行うという考えの中で、今、取り進めている状況です。

それから、上尾幌につきましては、これについては国有林でありますので、厚岸町との契約の中で、平成28年度で伐採をしたいというふうに考えて、現在取り進めているところでございますけれども、植林を実施した当時のことも考えますと、上尾幌地域にその還元をすべきとの意見もあるということを知っておりますので、上尾幌の関係者とも十分に協議をしてまいりたいなというふうに思っております。

それから、太田小学校につきましては、先ほども申しましたが、自治会との相談機会の設定を今後持った中で、今後、どのような方向で進めるかについて協議してまいりたいと思いますし、太田中学校については、ちょっと離れた場所にあるということでもありますので、これについては、将来的には町に還元した中で、現状にふさわしい管理をするということが必要ではないのかなというふうに考えているところであります。

それから、高知小中学校につきましては、これまでも、自然体験だとか森林教室などにも活用しているということもありますし、地域利用の経過がこれまでもありますので、森林浴であるとか、そういう緑化思想の啓蒙に配慮した検討を進めていきたいなというふうに考えているところでございます。よろしく願いいたします。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 学校林というものがあるということを再認識して、この後、利用できるものには利用していこう、整備できるものは整備していこうと決めたのは、いつでしたっけ。

●委員長（谷口委員） 暫時休憩します。

午後 3 時41分休憩

午後 3 時42分再開

●委員長（谷口委員） 再開します。

教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（佐田課長） 大変貴重な時間、申しわけございません。

ただいまの質問でございますが、平成20年に条例改正をさせていただいたという経過がございます。その後、関係機関との調整をした中で、伐期の延長であるとかをしている状況でございますが、平成23年の7月の厚生文教常任委員会の中で、先ほど私がお話しした内容の一部について、教育委員会のほうからお話をさせていただいたという経緯があります。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 野菜だとかお米だとか麦だとかは、一年一年の収穫なんですよね。材木は50年とか100年とかかかるから、周期がゆっくりなんです。だから、学校林に関しても、決めるのはゆっくりゆっくり決めていくということでは、うまくないと思うんですよ。

それで、まず、町有林でない場所に関しては分収林としての権利を持っているわけでしょう、学校がと言っているんでしょうけど。ただ、分収林としての権利ということになると、学校には法人格ないですよ。ですから、厚岸町が持っているわけでしょう。その中の教育財産としてあるわけですね、その分収林の権利は。そうすると、学校林として使わないもの、現在ですよ、それについては、これ、普通財産にしたっていいわけですよ、早い話が。学校林の利用というのは、今聞いていると、その分収林の伐採をして、幾らかの金にして、地元で分配しようとか、そういう話ししてるけど、それ、学校林の利用という分野の問題ですか。あのとき、今から6年か7年前ですよ、そのときに既に、利用というのは、そういう環境教育だとか、そういう学校の教育、それも、その一単独校の問題じゃないです、立地条件もありますけど。厚岸町の全体の学校教育、そのいい材料になるから使いましょうやというような話で終わっていたはずなんです。それが、今聞いていると、6年たって、その関係機関といろいろな協議したという時間入れたとしても、それから既に3年たって、今聞いていると、さあ、どうしましょうとか、あるいは、その金銭をどうしましょうとか、そういう、いわば教育に資するというような話でないようなものに、ほとんど答弁の時間が費やされているというのは、どういうことなのか。学校林としての利用ということについて考えが教育委員会にあるのかないのか、非常に疑問を持たざるを得ない。もう一度、きちんとした考えのもとに、学校林というものをどう考えて進めているのか、経緯の説明をしていただきたい。

●委員長（谷口委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 学校林の問題ですけども、国有林、道有林、町有林とは、やはり違う扱いをしなければならないと現状では思うんです。というのは、国、道とは契約を結んでいて、逆に言うと、国有林はしっかりした管理の上で今も管理されていると。その中で、国有林の担当のほうは、伐期が計画では3年になっているけども、これは1年で切ったほうが効率的ですと。もちろん、その後には、僕らがその部分を、権利を放棄すれば、国有林として、また新たに管理していくんだらうというふうに考えるところです。

もう一つ、先ほどおっしゃったように、町有林の学校林につきましては、今となっては、例えば太田中学校にしても、実態がないわけです。その中で、学校林として、例えば枝払いに行くにしても、どこが学校林なのか、もう雑木林になっているわけですから。そういう状況の中では、僕らは、できれば、先ほど言ったように、28年度、道有林と国有林全てが終わりになるという機会に条例改正なりをして、いわゆる分収林としての学校林の目的を終わらせたいというふうに考えておりますし、現在も、高知小学校のほうでは、招いて森林教室を開いてます、平成23年度になりますけども。その中では、その学校林を使って森林教育してもらっているんですけども、逆に、森づくりセンターあたりは、学校林がなくても、十分、私たちは学校に対して、森林教育したいと、ですから、

ぜひ申し出てくださいますというふうに言われていますので、学校林を持たなくても森林教育は十分できるというふうに考えますので、そのような形で、必要のないところについては整理をしていきたいというふうに思います。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（谷口委員） 教育振興費、他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、進めてまいります。

4目教員住宅費。

（な し）

●委員長（谷口委員） 6目スクールバス管理費。

3番、石澤委員。

●石澤委員 スクールバスの運行についてなんですけども、今回の冬の運行のことについて、ちょっと考えてほしいなと思って質問するんですけども、2月の16日の吹雪と、それから17日、18日と猛吹雪でした。荒れていますよね。今、スクールバスで通ってくる子供たちは、結局、学校が閉校になったり何だりで、結構多くの距離を来るんですけど、そのときに、厚岸の場合は何とか、太田でも来ていましたけれども、途中でスクールバスが通れなくなったということもあったと聞いています。それで、そういうときに、スクールバスの中にいろいろなものを積んでおくこととかを考えていないのか。それから、避難場所の、こういうときはここに逃げなさいという避難をすることなんか考えられないのか。それと、そのスクールバスが埋まってしまって何かあったとき、助けに行かなきゃならないですよ。そのときに、その助けに行く車自体も、これからの異常気象の場合はあり得ると思うんですよ。そういうときの対応をどうするかというのは、どう考えているのか伺いたいんですけど。

●委員長（谷口委員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（佐田課長） お答えいたします。

まず、今回、2月16日の暴風雪の関係で、前の日から天気が悪いということで、教育委員会といたしましても、各学校との連絡調整を前日からしておりました。それで、学校においては、校長会の中で最終的にどう判断するかということ、臨時休校にするか、それとも繰り下げて授業を行うかということ、話をした中で、教育委員会が最終的に決定

するわけでございますけども、今回の2月16日の場合は、全小中学校で2時間繰り下げの時間で設定をさせていただいたということでございます。まず、今、ご質問者おっしゃられましたように、車が埋まったとか、そういう場合の避難、または脱出方法について、どう考えているかということでございますが、まず一番大切なのは、そのような状況にならないことを判断した中でスクールバスを運行するということが大切であるのかなと思います。それに当たりましては、各学校でも朝早くから、各校長先生においては、朝4時半くらいには学校のほうに出向いて、各学校間での連絡体制をとっております。そのほかに、各地区の児童生徒がいる住民の家庭との連絡体制も整えてまして、危険な状況であるかどうかということ判断した中で、学校の授業をやるのか、それとも臨時休校にするのかということ最終的に決定するわけでありますので、一番大切なのは、そういうような状況にならないという判断をした中で行っていくということであります。ただ、そうはいいまして、天候のことですから、思いがけない、1時間2時間たった中で、また大きな風が吹いたであるとか、大雪が、猛吹雪になったであろうとかということも考えられますので、そういう場合には町の除雪の担当のほうとも協議を当然していかなければならないと思いますが、埋まった場合などにつきましては、除雪車の先導をしていただくとか、そういう部分を考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 2月の17日のときの帰りのスクールバスだったと思うんですけども、結局、立ち往生しちゃって、その近くの農家の人に出してもらったという話も聞いています。昔の吹雪と、今、違うんですよね、風の吹き方も。どうしても国道も走りますし、それから、遠くに子供たちを送っていかなきゃならないということもあるんですよ。それで、今だったらスクールバスの中で、普通の乗用だったらスコップか何か積んであるんですけど、そういう設備はあるんですか。

●委員長（谷口委員） 暫時休憩します。

午後3時55分休憩

午後3時57分再開

●委員長（谷口委員） 再開します。

教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（佐田課長） 大変申しわけございません。確認のためにちょっと調整させていただきました。バスの中には、スコップを積んでおります。

●委員長（谷口委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 本当に今の気象が余りにも違うものですから、こういう質問させてもらうんですけど、何かあったときの連絡とか、そういうのもきちんと無線か何かで連絡とれるようになってるのかなと思うんですが、あと、人ごとではないと思うんです、中標津とか北見とか。あっちのほうは物すごいひどいですけどね。でも、虹別でもそうですけど、そういうところで、避難する場所みたいなのも考えているみたいなんですけれども、スクールバスが避難するか何が避難するかわからないんですけど、そういう、万が一何かあったときのことを考えるような方法も、ひとつ災害の防止のために、何かあったら困るので、そういうことも考えてほしいなと思うんですよ。何せ、スクールバスの行く範囲が物すごく広いですから、それも含めて、もう一度検討してほしいなと思うんですが。

●委員長（谷口委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 確かに、ここ何回かのホワイトストームと言うのでしょうか、物すごい吹雪、地吹雪というのを各地で経験しているようです。ただ、これだけ、おっしゃるように広い地域で、どこに避難場所をといても、どこで埋まるかもわからないわけですから、逆に言うと、今、新聞等でも言われているように、万が一のために、例えば毛布を積んでおくとか、最終的には、埋まってもバスの中にいるのが一番安全だろうと、寒さをしのげればね、と思いますので、例えば、予備のために毛布を用意しておく等が、ちょっと協議させていただきましても、そういうふうな対応のほうよろしいのかなというふうに思うんですけども。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（なし）

●委員長（谷口委員） 進めてまいります。

2 項小学校費、1 目学校運営費。

（なし）

●委員長（谷口委員） 2 目学校管理費。

（なし）

●委員長（谷口委員） 3 目教育振興費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 3項中学校費、1目学校運営費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 2目学校管理費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 3目教育振興費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 4項幼稚園費、1目幼稚園費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 5項社会教育費、1目社会教育総務費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 2目生涯学習推進費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 3目公民館運営費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 4目文化財保護費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 5目博物館運営費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 6目情報館運営費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 6項保健体育費、1目保健体育総務費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 2目社会体育費。
9番、南谷委員。

- 南谷委員 6項2目社会体育費、ここで、スポーツ推進委員、マイナスの28万4,000円が計上となっております。たしか、当初予算、40万計上だったと思います。引き算しますと15万円です。ということは15万円の執行でございます。総体の半分しか、報酬費がこれだけのマイナスということになると、実際に何人委員さんがおられて、どうなっているのかお尋ねをさせていただきます。

- 委員長（谷口委員） 体育振興課長。

- 体育振興課長（木村課長） お答えします。

スポーツ推進委員につきましては15名の委員さんがおられます。今回大きいのは、スプリント選手権、この大会に委員さん15人分の報酬を見ておりました。ご承知のとおり、スプリント選手権につきましては、リンクの状態、あるいは町内の少年団の関係もありまして、今年度は中止にしております。その分12万5,000円ほど、委員報酬として不要になったという経過もございますし、15人の委員さんおりますけれども、正直言います、全員が会議だとか諸会議等々に出席できるという状況、いろいろな委員さんも働いておりますし、仕事を持っておられますし、いろいろな他の用も持っております。大体10人ほどの委員さんは常時来ていただくんですけども、現状としては必ず全員が出席という状況になっておりませんので、それらを含めての減額というふうになっております。

- 委員長（谷口委員） 9番、南谷委員。

- 南谷委員 スプリントの関係の委員さんの減額12万5,000円ですか、その分はわかりました。ただ、それにしても、せっかく委員さんになって、それぞれの委員さん、仕事を持ちながらのスポーツに理解をされて頑張っておられると思うんですが、出席率が非常に私は余りよろしくないなというふう感じたんです。もう少しやっぱり、事務局としても日程調整等を含めて、せっかく本町のスポーツの推進にご努力をされているわけですが、ここに報酬としての部分がこれだけのマイナスということは、やはり事務局としても、少し汗を流すべきと考えますが、いかがでしょうか。

- 委員長（谷口委員） 体育振興課長。

● 体育振興課長（木村課長） 確かに言われれば、そのとおりでございます。これらについては、委員さんの会議の日程等を含めまして、例えば、今、6時から会議をやっているんですけども、じゃあ、6時がいいのか、委員さんからいろいろな意見も聞きながら、できるだけ多くの委員が出席できるような体制をとっていきたくと。また、諸会議、釧路等でも4名だとか、研修会等も4名、6名という人数を見ているんですけども、なかなかやっぱり、女性委員さんの6人全員とかも参加できないという状況もありますけども、できるだけそういうものを含めて参加していただくような声かけをしながら取り組んでいきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

● 委員長（谷口委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

● 委員長（谷口委員） 他にございませんか。
12番、室崎委員。

● 室崎委員 ここで、スポーツ振興という節もございませし、スポーツ障害についてお聞きいたします。教育長の平成25年度の教育行政執行方針を読みませすと、今後とも正しい認識や練習方法を習得するための研修会を実施する、スポーツ少年団、厚岸町体育協会、スポーツ推進委員、各小中学校初め広く町民に対しても、スポーツ障害への知識と予防に対する啓発活動に取り組むということをうたっていますね。ことし一年、どういふことを具体的になさってきたのか説明をしていただきたい。

● 委員長（谷口委員） 体育振興課長。

● 体育振興課長（木村課長） まず、スポーツ障害講演会でございますけども、24年度は町立研究所の協力を得ながら、学校の先生方に対してのスポーツ障害に対する講演をやってきました。ことしは、北海道教育局の助成を得ながら、スポーツドクター派遣事業という中で、医学博士の派遣をいただきながら、学校の先生方、いわゆるクラブ活動を指導している先生方、あるいは少年団を指導している、あるいは体育を教えている先生方を対象にして、少しレベルの高いといひませるか、研修会を1月の31日にやってきております。また、そのほか、野球の関係で言ひませすと、前にお話ししましたけれども、新潟県で発行してございます、野球の肘肩だとか、スポーツ障害を防ぐテキストを配ってございませし、また、少年団等についても、上部団体から来る資料を流しながら啓発をしていふところでございます。

● 委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

● 室崎委員 全国の例ということでもって言ひませすと、指導者が、ほれやれ、ほれやれで

もって子供の体を壊してしまう、これは論外ですわね。そういう例も随分見られるようなんだけど、それは随分と、このごろは改善もされてきているようです。例えば、ひとところまでは、甲子園の出場が、特に春は選抜ですから連絡が来るわけでしょう、それで万歳万歳言っているわきでウサギ跳びやっってるのがニュースでよく出てまして、びっくりしたんですが、さすがに、このごろはそういう映像が流れることはなくなった。ただね、いろいろなものを見ますと、指導者が頭を抱えるような例もたくさんあるらしいんですよ。それは、保護者なのですね、親なのです。今、小学校から全国大会があるような種目って、たくさんあるんですね。僕らのころは全くなかったんだけど、で、金つるんですよ。要するに、1等賞を争うわけですよ。そうすると、中学生でも高校生でも、成長過程ですからおっかないんですが、小さくなればなるほど、おっかないんですよ。指導者だとか、あるいは学校の先生だとか、ある程度知識のある方がとめようとすると、こっそり隠れて親子でもって一生懸命運動して、ちょっとでもほかよりも、何ていうのかな、スポーツに秀でた者になろうとしたがる。そういうことを、ちゃんと、それぞれとやってくれない指導者は悪い指導者だといって学校のほうに押しかけたりというような、極端な例もあるようです。モンスターペアレントなんていうのは、こういうところでも言われるそうですが。ですから、一般町民に対する啓発活動というのは非常に大事なんですね。そういう意味で、今回、どちらかという専門家だけにとどまってるようなふうにも聞こえるんだけど、やっぱり広くみんながこういうものについて、少なくとも最低限の基礎知識を持つということは非常に大事だと思うので、それはまた新年度の話になりますから、これからということね、お願いしたいということ。それで、これは、1回や2回の講演会や単発的なものでもってできることではないので、これはやはりずっと継続していくことだと思いますが、そのあたりについて。

●委員長（谷口委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（木村課長） まず、スポーツ障害の取り組みですけども、当然、25年度で終わる考えはございませんし、26年度以降も何らかの形では開催していきたいというふうには考えております。そのための、微々たる予算ですけども、計上させていただいておりますし、やっていきたいというふうに考えております。

あと、父母との関係になりますと、大変僕らも難しいところがあるんですよ。確かに学校の先生方含めて、少年団の指導者は、そういった指導も、最近では、過去20年、30年前の人とは全く変わっておりますし、そういった面では、指導者については、やはりスポーツ障害というものに対して認識が深まっておりますし、十分持っておりますし、そういうことが起きないように指導をしているというふうに僕らは見ております。ただ、委員が言われましたように、家庭で子供となると、やはりその辺ちょっと把握できておりませんけれども、そういった意味では、PTA等の研修会等もいろいろ協議しながら、町P連の中でそういった講演会はできないかどうか含めて、今後は事務局等とあわせて検討していきたいなというふうに思います。

●委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

- 室崎委員 わかりました。よろしくお願ひしたい。

それともう一つは、去年、今年ではないかな、もうちょっと前だったかな、スポーツ障害に関する実態調査というのをやっていますね。その後は、そういう実態に関しては、どう把握なさってるんでしょうか。それで、典型的なテニスエルボーだとか、野球肩だとか、いろいろなのがありますよね。バスケットだというと、よく膝を痛めるとかね。また、今は学校で武道が入ってますから、柔道だとかそういう格闘競技も割と多くの人を経験することになると。そういうようなものを含めて、それから、これどちらかという若人たちの話なんだが、今度は、ある程度高齢者では、今、パークゴルフなんていうのは非常に皆さん取り組んでいますよね。あれ、ひねる運動ですので、特にある程度以上の、私みたいな高齢者になってくると、ああいうものを準備運動やらないでやると、こきってということがよくあるようです。そういうものについても、ちょっと簡単な準備動作をするだけで随分防げられるという話もありますよね。そういうところを含めて、実態の調査というものをどういうふうになさって、どのように把握しているか。

- 委員長（谷口委員） 体育振興課長。

- 体育振興課長（木村課長） スポーツ障害の調査につきましては、隔年で実施させていただいております。22、24、それで26年度、来年度、また実施をしていきたいと。3回になりますので、一定程度の比較資料ができるのかなというふうに考えております。前回のを見ましても、少しは、3人ほどですか、スポーツ障害的な、的など言ったらおかしいですけども、ちょっと子供たちがいましたけれども、減っているのかなというふうには感じております。ただ、大人につきましては、パーク等、いろいろな、ウォーキング等ありますけども、そこはスポーツ障害として認識できているのかどうかという問題があります、正直言って。もう年だから足痛いんだとか、腰痛いんだとかっていうものもありますし、その辺をどういうふうに調査をして把握してくかというのはちょっと難しいかなと、どうやっていいか、今後検討していきたいなというふうには考えております。

- 委員長（谷口委員） 12番、室崎委員。

- 室崎委員 これでやめますけど、若年層に関してはスポーツ障害という言葉でいいと思います。今、まさに答弁の担当者おっしゃったように、ある程度以上の年齢の一般成人、あるいは高齢者になりますと、スポーツ障害という言葉ではぴんと来ないというのはそのとおりだと思いますよね。ですから、体に合った適度な運動が、超えてしまうと体を痛めるんだということの啓蒙、啓発、それをスポーツ障害という言葉でくくっちゃっていいかどうかという話はもちろんあるんですけども、散歩だって、やり過ぎたら悪いですからね。そういうようなことについても、やはり少なくとも教育委員会としては、この社会体育全体の中で、スポーツ障害の一種という意識を持ちながらどう表現するかということについては、いろいろと工夫なさって、そして実態をくみ上げていくようにお

願いたいと、そのように思います。いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（木村課長） いわゆる高齢者、中年、高齢者を含めて、テキスト、パンフレットのなものはどのようなものがあるのかと、それらを利用しながら、もしあるとすれば体育協会なり、いろいろなところに資料としてあるのであれば、それを活用しながら各団体なり利用者に配付をしていきたいなというふうには考えております。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 進めてまいります。

3目温水プール運営費。

（な し）

●委員長（谷口委員） 4目学校給食費。

（な し）

●委員長（谷口委員） 10款災害復旧費、2項農林水産業施設災害復旧費、2目農業用施設災害復旧費。

（な し）

●委員長（谷口委員） 3項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費。

（な し）

●委員長（谷口委員） 4項文教施設災害復旧費、2目社会教育施設災害復旧費。

（な し）

●委員長（谷口委員） 5項その他公共施設災害復旧費、2目社会福祉施設災害復旧費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 5目観光施設災害復旧費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 10目その他施設災害復旧費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 11款公債費、1項公債費、1目元金。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 2目利子。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 12款給与費、1項給与費、1目給与費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 以上で、歳出を終わります。

次に、1ページにお戻りください。

第2条、繰越明許費の補正です。内訳は6ページ、第2条となります。ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 1ページにお戻りください。

次は、第3条、債務負担行為の補正です。内訳は、7ページ、第3章です。ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） なければ、1条にお戻りいただいて、次は、第4条、地方債の補正、8ページ、第4章です。

(な し)

●委員長（谷口委員） なければ、総体的にございませんか。

8番、竹田委員。

●竹田委員 総体的ということで、全課に関連することなので、お聞きした上で要望等を申し上げたいと思います。

民間もそうですが、町運営されるいろいろな支出関係等々で、この燃料費の高騰について、非常に財政的にも、補正の中に、一番先に、本当に嫌になるくらい必ず出てくる項目になってきているのが現状であります。そういったことで、役場として、町の財政運営の中で、本当にどうしていったらいいのかなということの一番苦慮されている部分でないのかなというふうに思っております。そういった面で、下がるといった部分も全くないわけですよ。こういった面から、各課、施設等、また、施設運営等にかかっていく燃料費等の部分、ましてや第1次産業の山、海に関係するきのこの部分、また、種苗センター等、いろいろな施設があり、これらの部分についても、本当にこれからどうしていかなきゃならないのかという部分もあると思います。また、ボイラー関係等の維持費の問題、それから補修費、それから経年劣化、耐用年数が来ている部分等々あります。こういった機会に、ぜひ、今の環境を配慮した中でのヒートポンプという部分の、燃料が食わない、光熱費がかからないといった部分等に配慮を目を向けて、変更していかなければならない、そういう時期に、日本の国全体も、ここ、本当に、太陽光をつけるとか、そういった部分についても、どんどんどんどんと変わっていつている部分があります。ましてや、今回、コンキリエの施設等にも、災害等を含めた中で、太陽光の設置とかもされてきています。今後の厚岸町の財政面でも大きな変換期を迎えるボイラーの、先ほども、しつこく言いますけども、耐用年数を迎える等の、それぞれの課が苦慮している部分があります。そういった部分で、ぜひ、何が一番の光熱費の削減になっていくのか、そして、何が一番安く、そして変更していけるのかを、ぜひ各課とも検討していただいて、財政運営に向けた中で、そういった光熱費を抑えるといった部分で、効率のよいものを選定していくというのは、当然やっていますものというふうに思っておりますけれども、ぜひ、そこを各課まとめて考えていていただきたいというふうに思います。自分なりに、今、環境のCO₂の削減等も考えてみると、やはりヒートポンプ型、または太陽光型が一番いいのかなというふうに思いますけども、各メーカー、どんどんどんどんいいものが出てきています。どこを一番先に変更していったら、将来的にも、目に見えて効率のよい、光熱費のかからないものなのかということ、ぜひ検討していただきたいと思います。それを要望して、終わります。

●委員長（谷口委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

ただいま、大変貴重なご意見がございました。財政健全化に向けての、今日の、燃油のみならず、電気代の高騰等を含めた財政のあり方、どういくかということでございました。今日、再生可能エネルギー、または、今、ヒートポンプ等のいろんな指摘ござ

いました。庁内においてはLEDを切りかえるとか、努力をいたしておるわけですが、そういう財政の負担に関わる大きな課題、これらについても、節電はもちろんでありますが、やはり燃油等の高騰については、これは節制をするとか、いろいろ考えがあるかと思いますが、それだけで済むわけではありませんので、今後とも、財政負担に大きくなるのかってくる燃油代、そしてまた電気代等を、今後どのように、節電なり、また節制をしながら、財政の健全化に向けていくかということは当然のことです。今後とも、町として、行政として、いろいろと研究を重ねて、今のご期待に沿うような健全財政に向けての努力を進めていきたいと、かように思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（谷口委員） 他にございませんか。

（なし）

●委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（谷口委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

休憩します。

午後 4 時23分休憩

午後 4 時25分再開

●委員長（谷口委員） 再開いたします。

●委員長（谷口委員） 次に、議案第13号 平成25年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、4ページ、事項別明細書をお開き願ひます。

次に6ページ、歳入より進めてまいります。

款、項で進めてまいります。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税。ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 3款分担金及び負担金、2項負担金。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 4款国庫支出金、1項国庫負担金。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 5款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 7款道支出金、1項道負担金。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 2項道補助金。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 9款共同事業交付金、1項共同事業交付金。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 10款繰入金、1項一般会計繰入金。
9番、南谷委員。

- 南谷委員 10款1項一般会計繰入金、補正額が532万1,000円計上されております。ここでお尋ねをさせていただきます。24年度の一般会計の年間トータルと、最終的に、この時点で、まだ最終、若干狂うかもわからないですけれども、25年と対比してどのような、今年度推移しているのか、お伺いをいたします。

- 委員長（谷口委員） 町民課長。

- 町民課長（板屋課長） 24年度と比べてどのような推移をしているかというご質問でございますけれども、まず、今回の補正の要因でございますけれども、当初予算に比べまして、一般の給付費が減少傾向があるということで減額をさせていただいたところでご

ございます。それで、昨年度との比較でございますけれども、まだ、最終的な歳入ですとか、歳出のほうもまだ固まっておりませんが、大体去年の推移とほぼ同じような状況で流れている、このように捉えております。

●委員長（谷口委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 大きな要因は、平成25年度については、給付費が総体的に24年度よりも下がったと、それで、その一般会計からの繰り入れも、総じて、昨年よりも、国保会計としては、結果として大きな繰り入れにならなかったというところまでは私も理解をしておるんですけども、一般会計ベースからの繰り入れ総体額の対比、24年度、幾ら繰り入れして、ことしはどのぐらいの繰り入れになるのかなと、それから、国からの前倒し分というのですか、毎年確定した分の数字の動きというのもありますよね。これらも含めて、どのような、実際、最終的には今言ったような答えになるのかなと理解しているんですけど、今年度、25年度の動きの中で、ある程度確定、まだし切れない部分はあるんですけども、おたくらのほうは、それらの部分も、国の補助の入ってくる分も見越してこの計上になったと思うんですよ、その辺の動きも含めて説明を求めます。

●委員長（谷口委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） まず、繰り入れの去年との比較ですけれども、24年度の繰入金につきましては1億1,462万4,786円ございました。このたびの3月の補正で計上させていただいている金額ですけれども、1億7,597万2,000円を補正で計上させていただいている金額となっております。これにつきまして、昨年、24年度につきましても、予算につきましては、かなり不用額を出した形で終わっております。それで、今年度につきましても、なるべく歳入につきましても、税も含めまして、道からの補助金を含めまして、最大限見た形で1億7,000万円という数字を出させていただいているんですけども、まだ、療養費、医療費につきましても、もしかしたら、これについても余裕を持って見ている面もありますので、このあたりがどのように動くか、まだ最終じゃないものですから、今の段階で実際にはどれぐらいになるというはっきりした数字は言えないんですけども、歳入につきましても、最大限、関係機関に働きかけて、1円でも多く補助金関係をもたらるように最大限努力していきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（谷口委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 ただいまの説明ですと、繰り入れが1億7,500万円ほどだよと、平成25年度。これについては、大体、今わかったんですけど、昨年度、たしか2億4,400万円ぐらいの繰り入れだったと記憶しております。そうしますと、単純計算で、差引き勘定で6,800万円ぐらい去年よりも繰り入れというものが平成25年度は下がったんだという理解をしてるんです、私は。そうしますと、その給付をした分だけでこれだけになるのかなとい

う疑念に思ったんです。町民の皆さんの医療費が6,800万円、だけど、当然これに絡んでくるものは国からの受け入れの部分あるだろうと、そういうものが、どう、この6,800万円くらいの繰り入れの差額に影響してるのか、この辺についてお尋ねをさせていただいてるんですよ。わかりますか、質問が。

●委員長（谷口委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 収入だけでは言えないので、医療費がかかったら、その分に見合った収入も入ってきますので、その辺の兼ね合いもあるんですけども、その率でいきますと、昨年と同じくらいの、入ってくる率ですね、収入と歳出の率ですと、そういう同じぐらいの見方、医療費に対しての収入というのは、去年と同じような見方で見させていただいているところです。それで、かかる医療費の違いで、繰り入れの額とかも変わってきているという、今回の算定とさせていただいているところでございます。

●委員長（谷口委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 単純に私が思っているよりは複雑なんだろうなということなんでしょうけれども、いずれにしても、平成25年度は、24年度の国保会計というものは、トータルで、見通しとして、減額、財務内、かからなかったと、皆さんからの国保会計自体は、24年度よりも、差っ引き勘定で、ある程度よかったと、こういう理解でよろしいですね。

●委員長（谷口委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 今、委員言われるとおりでよろしいと思います。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（谷口委員） それでは、進めてまいります。
10款、他にございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 12款諸収入、3項雑入。

（な し）

●委員長（谷口委員） 以上で、歳入を終わります。
歳出に入ります。1ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項総務管理費。

(な し)

●委員長（谷口委員） 2 項町税費。

(な し)

●委員長（谷口委員） 3 項運営協議会費。

(な し)

●委員長（谷口委員） 5 項特別対策事業費。

(な し)

●委員長（谷口委員） 2 款保険給付費、1 項療養諸費。

(な し)

●委員長（谷口委員） 2 項高額療養費。

(な し)

●委員長（谷口委員） 4 項出産育児諸費。

(な し)

●委員長（谷口委員） 5 項葬祭諸費。

(な し)

●委員長（谷口委員） 3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等。ございませんか。

(な し)

●委員長（谷口委員） 6 款介護納付金、1 項介護納付金。

(な し)

●委員長（谷口委員） 7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金。

（な し）

●委員長（谷口委員） 8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費。ございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 2款保健事業費、2項保健事業費。

（な し）

●委員長（谷口委員） 9款諸支出金、1項償還金及び還付金。ございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 総体的にありませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（谷口委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

休憩します。

午後4時37分休憩

午後4時42分再開

●委員長（谷口委員） 再開いたします。

●委員長（谷口委員） 次に、議案第14号 平成25年度厚岸町会計水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入、歳出予算の補正、4ページ、事項別明細書をお開き願います。

次に、5 ページ、歳入から進めてまいります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料。

(な し)

●委員長（谷口委員） 2 項手数料。

(な し)

●委員長（谷口委員） 3 款国庫支出金、1 項国庫補助金。

(な し)

●委員長（谷口委員） 4 款道支出金、1 項道補助金。

(な し)

●委員長（谷口委員） 5 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

(な し)

●委員長（谷口委員） 7 款 1 項町債。ございませんか。

(な し)

●委員長（谷口委員） 以上で、歳入を終わります。

7 ページをお開き願います。歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。

(な し)

●委員長（谷口委員） 2 款水道費、1 項水道事業費。

(な し)

●委員長（谷口委員） 3 款災害復旧費、1 項簡易水道施設災害復旧費。

(な し)

●委員長（谷口委員） 4 款 1 項公債費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 5款1項予備費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 1ページにお戻りください。
次は、第2条、地方債の補正、内訳は3ページ、第2表です。
総体的にありませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（谷口委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
- 委員長（谷口委員） 次に、議案第15号 平成25年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。
第1条の歳入、歳出の予算の補正、6ページ、事項別明細書をお開き願います。
次に、7ページ、歳入から進めてまいります。
1款分担金及び負担金、2項負担金。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 2款使用料及び手数料、1項使用料。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 3款国庫支出金、1項国庫補助金。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 5款繰入金、1項一般会計繰入金。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 6 款諸収入、2 項雑入。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 7 款 1 項町債。ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 以上で歳入を終わります。
9 ページをお開き願います。歳出に移らせていただきます。
1 款下水道費、1 項下水道管理費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 2 項下水道事業費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 3 款 1 項公債費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 以上で、歳出を終わります。
1 ページにお戻りください。
次に、第 2 条、繰越明許費、内訳は 3 ページとなります。ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 再び、1 ページにお戻りください。
次に、第 3 条、債務負担行為の補正、内訳 4 ページ、ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 次に、第 4 条、地方債の補正、内訳は 5 ページ、ございませんか。
総体的にございませんか。

(な し)

●委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（谷口委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（谷口委員） 次に、議案第16号 平成25年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入、歳出の補正、4ページ、事項別明細書をお開き願います。

次に6ページ、歳入から進めてまいります。

2款分担金及び負担金、1項負担金。

（な し）

●委員長（谷口委員） 3款国庫支出金、1項国庫負担金。

（な し）

●委員長（谷口委員） 2項国庫補助金。

（な し）

●委員長（谷口委員） 4款支払基金交付金、1項支払基金交付金。

（な し）

●委員長（谷口委員） 5款道支出金、1項道負担金。

（な し）

●委員長（谷口委員） 2項道補助金。

（な し）

●委員長（谷口委員） 3項委託金。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 6 款財産収入、1 項財産運用収入。
(な し)
- 委員長（谷口委員） 7 款繰入金、1 項一般会計繰入金。
(な し)
- 委員長（谷口委員） 2 項基金繰入金。
(な し)
- 委員長（谷口委員） 9 款諸収入、2 項雑入。
(な し)
- 委員長（谷口委員） 以上で歳入を終わります。
8 ページ、歳出に移らせていただきます。
1 款総務費、1 項総務管理費。
(な し)
- 委員長（谷口委員） 2 項徴收費。
(な し)
- 委員長（谷口委員） 3 項介護認定審査会費。
(な し)
- 委員長（谷口委員） 6 項地域密着型サービス運営委員会費。
(な し)
- 委員長（谷口委員） 2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費。
(な し)
- 委員長（谷口委員） 2 項高額介護サービス費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 4項特定入所者介護サービス等費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 4款地域支援事業費、1項介護予防事業費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 2項包括的支援事業任意事業費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 5款介護給付費準備基金費、1項介護給付費準備基金費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 以上で、歳出を終わります。
総体的にありませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（谷口委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（谷口委員） 次に、議案第17号 平成25年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3ページ、事項別明細書をお開き願います。

次に4ページ、歳入から進めてまいります。

1款サービス収入、1項介護給付費収入。

(な し)

●委員長（谷口委員） 2項予防給付費収入。

（な し）

●委員長（谷口委員） 3項自己負担金収入。

（な し）

●委員長（谷口委員） 5項自立支援給付費収入。

（な し）

●委員長（谷口委員） 8款繰入金、1項一般会計繰入金。

（な し）

●委員長（谷口委員） 9款諸収入、1項雑入。

（な し）

●委員長（谷口委員） 以上で歳入を終わります。

6ページをお開き願います。歳出に移ります。

1款サービス事業費、1項居宅サービス事業費。

（な し）

●委員長（谷口委員） 2項施設サービス事業費。ございませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にありませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（谷口委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（谷口委員） 次に、議案第18号 平成25年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3ページ、事項別明細書をお開き願います。

次に4ページ、歳入から進めてまいります。

1款後期高齢者医療保険、1項後期高齢者医療保険。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 3款繰入金、1項一般会計繰入金。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 5款諸収入、3項雑入。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 4項償還金及び還付加算金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） なければ、歳入を終わります。

6ページをお開き願います。歳出に移ります。

1款総務費、1項総務管理費。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（谷口委員） 以上で、歳出を終わります。
総体的にございませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（谷口委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（谷口委員） 次に、議案第19号 平成25年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3ページ、事項別明細書をお開き願います。

4ページ、歳入から進めてまいります。

1款サービス収入、1項介護給付費収入。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 2項自己負担金収入。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 9款諸収入、1項雑入。

（な し）

- 委員長（谷口委員） 以上で、歳入を終わります。
歳出に移ります。

1款サービス事業費、1項施設サービス事業費。ございませんか。

（な し）

- 委員長（谷口委員） なければ、歳出を終わります。
総体的にありませんか。

（な し）

●委員長（谷口委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（谷口委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（谷口委員） 本日の会議はこの程度にとどめ、あす10時から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（谷口委員） ご異議なしと認めます。

本日の委員会は、これにて閉会し、あす10時から、この議場にて委員会を開催いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4 時57分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成26年3月10日

平成25年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長